

671
0.73

企業合同問題の歸趨

社団法人大阪經濟研究會編



0025341000

0025341-000

671-073ウ

企業合同問題の歸趨

大阪經濟研究會商業調查委員會・編

大阪經濟研究會

昭和16

ADF

91
40

資料第十四號
昭和十六年十一月二十五日

(商業調査中間報告書其五)

企業合同問題の歸趨

社團
法人 大阪經濟研究會

671
0.73

序

本會は配給機構再編成に就きては夙に其の避くべからざるを洞察し、かかる場合に當然現象するであらう商店合同問題に就いて特に關心を有ち、かゝる合同に關する理論的指導と並にその實踐上に於ける諸問題に就いて研究を進めつた。本報告に盛り込まれた内容もかかる調査研究の一端であつて其の調査は昭和十六年三月末現在に於ける大阪市纖維卸賣業者を對象として行ひ、その成果は纖維生産、配給部門に於ける統制發展の跡付けをしつつ之に一つの理論體系をたて、發表する運びになり既にその企圖は進行中である。然るに事情の發展は急激に展開を見るに到り企業合同問題の解決は目前に迫り來たつたのである。かくて、我々の體系づけられた調査書の發刊に先立ちその一部、特に企業合同に際して参考となるべき部分を中間報告の形式によつて發表することの適宜なるを認められるに立到つたのである。即ち敢へて此處に調査の一部を印刷に附し以つて世におくる所以である。企業合同問題の解決策樹立に際して何等かの貢献をなし得れば我々の満足この上もない次第である。

尙、本會の商業調査の概要は次の如くである。



912
401

一 商業調査の概要

1 調査対象

大阪市に於ける織物同業組合加入者千二百名に對して郵送の方法によつて別紙調査表を發送した。

2 調査時期

昭和十六年四月廿日頃に之を郵送し、同年五月末日を以つて解答を締切つた。

3 報告者數と其の内譯

報告者は一六六名あり、其の構成内容は本書第四二―四五頁に示す如くである。

4 調査表に就いて

調査表は簡易理論的内容が甚だしく低調になり了つた。これは記入を容易ならしめることを前提として

考慮すべく餘儀なくされた爲であつて、このために質的内容の低下を結果したことは止むを得ないところ

である。

尙、調査表の作製、起案等主として企畫的な仕事は本會商業調査委員會に於いて之をなし、調査表の作

製、調査實施方法、その發表方法等に就いて之を協議し主宰した。

調査の集計、並にその理論體系づけの仕事も同委員主として大阪商科大学經濟研究所研究員竹林庄太

郎が之を負擔した。

5 附言

本調査はその蒐集率約一三%弱にすぎなかつたが、同一地方に於いて、同業態で、しかも同業種に就い

てのかかる調査は我國に於いても其他に比肩し得る調査がない程で、むしろ本調査のみが果し得る貴重な

研究資料である。特に其の勞働力の調査の質的内容に就いては我國に此の程度の研究は皆無であると云つ

てよからう。以上の意味に於いて本調査は高く評價さるべきであらう。

昭和十六年十一月一日

社團 大阪經濟研究會

商業調査委員會

目次

序

一 はしがき	一
二 企業合同の基礎理論	二
三 企業合同に於ける問題の所在	一四
四 企業合同の規模についての理論	四五
五 結論的把握	六四

一 は し が き

昨年未元小商工大臣の聲明によつて一時下火となつたかの觀を呈した中小企業——商業も工業もともに含めて——の合同問題は前左近司商工大臣の聲明によつて急角度に進展した。勿論これは商工大臣の聲明によつてそうなつたと見ることは皮相的な觀察であつて我國現下の事態あらゆる場面を含めて之を急速度に解體し再編成を要請すべき立場に置かれたからに外ならないのであつて、決して「商工大臣の言葉を俟つ迄もない。このことは事變當初から、否戰爭を度外視しても我國に於ける資本主義發展の本筋からみてそれは當然の歩みであつた。即ち、企業合同の對象たるべき中小企業の存在は我國の特殊な事情に基くものであつて此の事は日本が眞に高度的な經濟社會を組織するうえにおいては「必要悪」であつた。だから我國の國情が之を必要とする段階を離脱するに到ればそれは當然、何等かの形式に於いて編成替を要求されることはそれらの迎るべき定められた道筋であつた。

かくて所謂中小企業の問題は大正末年から次第にその聲を高め、それをめぐる經濟的、社會的

な情勢變化によつて絶えず問題を投げつづけて來た。ところが今次支那事變勃發以來、かかる外界の事情は急激に變調を來たし、特に第二次歐洲大戰の發足は此の事態に拍車を加へた。しかもその事情がまことに急角度に進展するに及んで中小企業の再編成はそれに順應して可及的速やかに之を實踐にうつすべき段階に到達した。論議の域はすでに遠き彼方にすぎ去り、今やその編成替を實踐すべく一日の猶豫も許されないのである。

中小企業當事者はかかる事態の直視のもとに、速かに私を去り、以つて合理的なる態勢を決すべきであると信ずる。敢へて本稿を世におくる所以は一に中小企業者にかかる事態の再認識を促すと同時にその實踐に對する心構の基礎的資料を提供するところにある。勿論之は單に當事者のみならず、政策の實踐部面にあたる人々にとつても一つの資料たることを失はぬであらう。

二 企業合同の基礎理論

1

我々は久しい間、利潤追求に専念する經濟機構をもつた。此の機構のもとに於いて一般的に云

ひ得ることはかかる所謂、資本主義生産様式のもとに於ける資本家達の位置は常に利潤、特に超過利潤のより高い收穫を求める點に存在せんと傾向することが確證づけられてゐた。彼等はそこで彼等の生産物の市場價格と生産者のその生産價格との間隔の擴大、云ひ換へると彼等の生産諸條件をヨリ有利にすることに依つてなるべく市場價格以下において生産せんとする努力が生ずるのである。例へば工業生産物の市場價格は資本制商品社會の通常の發展段階に於いては總生産量の主要部分を占める平均的な中位の生産諸條件下にある生産者の一生産價格によつて決定せられる傾向がある。この場合、中位以上の有利な生産諸條件下にある生産者の一商品價值は本來市場價值以下の大きさを以つて生産されるにもかかはらず市場價格で販賣せられるところから、其處には一定の超過利潤が成立し、反對に中位以下の不利な生産諸條件下にある生産者の一商品價格はもともと彼等のその諸條件の劣悪なる結果、市場價格と等しいか、或はそれ以上において生産されるにもかかはらず、やはり生産諸條件のよい生産者の商品と同一の市場的価格で販賣されねばならぬところから、彼等にはそれだけ一定の利潤の減退を生起することとなる。乍併、此の場合に於いても利潤總額は生産された總利潤部分と合致するものであつてそれは即ち有利な生産者の利潤超過分は正に不利な生産者の利潤の中から再分配されるが故にである。此の事實、即ち有

利な生産者には超過利潤が成立し、不利な生産者には相殺的に利潤減退が発生すると云ふ嚴然たる事實は凡ゆる生産者をば生産條件の改良、勞働生産力の増進ひいては市場價格の低下の衝動に追ひ立てずにはおかない。かくて各々の資本家は此の超過利潤の獲得に血眼になるが同時にこの出来るだけ高い利潤への主觀的努力は、しかし、客觀的結果としてあらゆる資本に對する平等な利潤を齎らす如く作用する。かかる結果をもたらそうとするものは投資部面に對する資本の競争、即ち平均以上の利潤率を有する部面への資本の不斷の流入と平均以下の利潤率を有する部面からの不斷の流出である。かくて生産諸條件は絶えず改良を加へられ市場價值は絶えず低下を保ち、一面において超過利潤は絶えず平均化せんとする傾向を呈した。そしてもしこの事態が此のまま無限に推移するものとすれば資本は絶えず流出する結果、其他の事情にして等しい限りその利潤とともに個々の資本量も平均化される結果となるであらう。然るに事實はそうではなく資本は或點に益々集積される傾向を助長したのは何故であらうか。資本主義の高度化が利潤の平均化を妨げるからに外ならないからである。換言すれば資本主義の發展と共に此の資本の不斷の流入には障害が発生し益々それは増大せんとする傾向を助長した。資本の有機的構成の高度化が其の阻害物となつて登場する。次に技術の發展が同時に生産の規模を擴大すること、即ち不

變資本量及び特に固定資本量の膨脹の結果、いやしくも生産を擴張し、又は新企業を起し得るには絶對的に益々多數の資本を要すると云ふことが第二の阻害物となつて現はれる。——勿論此の二つの場合に於いてもその流動すべき資本はすでに生産資本化された資本にのみ關するものであつて新たに今後投資されるものには關係はない。——さて此の場合、特に後者の場合に於いては果して此の著大な開業資本が如何にして賄ひ得らるであらうか。又著大な開業資本の所有は限られてゐるから競争もこれらの部面ではヨリ少く、利潤はヨリ高いであらうか、と。此の疑問は資本が尙個人的に作用して居た間の人々にとつては理解が不可能である。資本結合の可能性はかかる制限をたちまちに克服する。資本の大きさはこれが調達に何の妨げともならぬが、反之、資本の流出による均等化はここでは殆んど行はれないしまた資本の破壊もここでは極めて困難である。同時に是等の發達せる産業にあつては小經營が競争によつて既に早く除去されてゐるが、それでなければ競争なるものが一般に存在しないのである（電氣業の多くの部門に於ける如く）。ここでは大經營のみが支配してゐるばかりでなくこれらの資本力の強大な大經營は益々等價值のものとなり、また技術的及び經濟的の相異は益々減少しつつある。生産諸條件の改良が其の頂點に達した此等の部門のかかる況位に於いてはその利潤は少しの市場價值の上下によつて左右され、

かくて大量の固定資本を擁する是等の産業は競争や、またそれによつて惹起される利潤率の低下に對して益々敏感となる一方、それらの産業にとつては、一たび爲された資本の配置を変更するの困難さを増すのである。それ故にまさしく是等の産業においてこそ——自由競争を前提すれば——容易に平均以下に利潤率の下る場合が発生し得るのであつて、かかる利潤率は新たな資本の流入が停止するとともに消費が人口の増加によつて漸次高まることによりただ漸次的にのみ均等化されるであらう。此の傾向はまた新たな資本が最初から平均以下の利潤をもつて計算されるであらう事によつてなほ一層強められる。そして又やがて此の利潤率低下の傾向は右の部面では自由競争の廢止に導き、従つて利潤率の不平等を繼續的に形成する傾向をもたらし、そして遂にはこの不平等そのものが生産部面分離の廢除によつて除かれる。しかしながら云ひ得ることは、かかる道程を経て自由競争が既に消滅し終つた時以後に於いては直接には生産諸條件の改良でうこの必要も亦消滅してしまつたこと、従つて此の意味に於いて此の改良が非常に積極性を缺くに至つたことは明確に指摘されねばならないであらうと云ふことである。

流通部面に於いても右の如き現象は大なり小なり現はれる。云ふ迄もなく流通資本 \parallel 商業資本は商品の場所的、人的、時間的移動の過程に於いて作用するものであり、従つて其の利潤も此の

流れにおいて實現されねばならない。ここでは生産諸條件の改良による利潤率の擴大は形式的には販賣諸條件の改良に依つて實現される。即ちその一つとして單位當り販賣諸費用の切下げが試みられる。そしてそれは前述の産業資本の場合において既に觀たる如く資本の集積をもたらず。しかもその資本の有機的構成は頗る低くために産業に投じられた資本よりも甚だしく容易に流出入が可能である。従つて理論的には商業に於いてヨリ容易に資本の集中をみなければならないのである。ところが此の部門は未だに個人資本が主として用ひられ、かつ所要の資本が比較的小量であつても用の足りるところからしかもそれらの資本は多くの場合、其他の産業に向けらるべき性格を欠除せることからその平均利潤は遙かに低いところに落つく。右の事情によつて、第一に此の部面への資本の動員は小規模にしか行はれず、第二にはその資本利潤の低調は益々一般資本の此の部面への流入に對して強い障壁となつて作用する、それ故に此の部面の資本の集中は甚だしく遅々としてしか現はれず、又それは産業資本のやうに資本動員が一般的に可能でない。周知の如く商業それ自體は單に利潤の實現過程としてのみ理解せられるが故に商業部面に於いて蓄積せられた資本は未動資本の形式のもとに於いて産業資本に還元される。そして商業に投ぜられる資本は遅々として増加しない。此の様に商業に投じられる資本は其の量の少ないため所有者が利

附又は配當附の資本として投資することのできない資本がここへ押寄せて來る結果、其の利潤率は甚だしく低く限界づけられる。此のことは商業自體の社會的評價を益々低くめることに役立つ外の何ものでもなくなる。そして商業經營は非能率的經營の代名詞となる。——勿論このことは小資本主義生産の場合と同様であるが——。そして此の事實的研究に就いては我々が別の機會（拙著「日本中小商業の構造」）に於いて既述せる如くである。

右に述べたる如く、産業資本に於いても商業資本に於いても資本主義經濟のもとでは大資本が小資本に勝る結果、資本の集中が必然的に現象する。ところが此の社會に於いては利潤が其の主軸となるために利潤の平均化が生起する如く傾向づけられる。然るに産業に於ける資本構成の發展はその有機的構成を高めそのために、他面技術發展による結果と協合して利潤平均化の傾向は破られる。そしてそれは又未動資本の参加によつて均衡化するが、それと同時に各企業相互の利潤率の低下を招來しかくてその克服のために獨占的な形式が登場する。そして此の自由競争の終止符がうたれ、特殊な形式の利潤が現出するとともに眞摯な生産諸條件の改良も同時に減退する。そして是が自由主義經濟の退潮のシゲナルであつた。

2

然るに戰爭なる事態の勃發は右の形式に根本的な修正を要求した。特に現段階に於ける戰爭理念の構成は新たな哲理を樹立したことは周知の如くである。そしてその哲理こそは實に現代國家の要請であつた。即ち今日は世界的な戰國時代であり従つて國家は必ず國防國家であることがまづ特徴づけられ、しかもその國防國家の體制は從來の何處の戰國時代にも見られぬ獨立的なものである。即ち現代特有の體制をなすものである。それは國家は自己の生存の爲に必ず武の備へを必要とするが如き、從來からもよく云はれた一般的な根據から基礎づけ得るやうなものではなく、更に前世紀や第一次歐洲大戰までの形態でも既に堪え得ない様な極めて強い組織であることが必要とせられる。今日の高度國防國家は軍需工業は勿論のこと、經濟、法律、思想、學問、更に藝術宗教さへ、國家目的の一元に統制しようとしてゐる。これは現代戰の特徴から生起せるものであつて、從來戰の如く武力戰が決定的な要因ではなく、武力戰はその一部分であつて武力戰に先立つて思想戰や經濟戰が存し、これらは更に武力戰と共に繼續し、武力戰と共に戰爭の重大要素をなす。更にそれは、思想や經濟のみならず文化の全般に渉る國家總力が戰鬪遂行と有機

的に統合せられるところに現代戦が總力戦たる所以があり、此の總力戦の體制が不備では戦争の勝利は期し難いのである。現代の國家が好むと否とにかかはらず國防國家の體制をとらなければならぬ根據はここにある。今日に於いて戦争を指導するものは國家そのものでなければならぬ。そして此の形式の總力戦の出現それに伴ふ國防國家體制の必要、しかも廣地域の共榮圏の確立と並行する國防國家建設の必要は實に現代戦の特徴である。

然らばかかる構想のもとに於いては如何に文化、經濟、思想が綜合さるべきであらうか。そして總力戦のもとに統合される個人と國家との關係は如何に規定さるべきであるか。

曾つての世界の構成原理は個體主義と自由主義とに立脚せるに對して現代國家の特徴的な思想的立場の現象はいはゆる全體主義と呼ばれるそれである。そしてこの全體主義思想は嚴密な意味において專制主義や獨裁主義の原理、乃至封建國家の原理に立脚するものでもないことは明確であり、それは又同時に自由主義、個人主義思想に立脚せるものでもない事は明らかであるが、しかしそれを經驗してそれを否定し超越すると同時に、それを内包してあるものでなければならぬ。個人性を否定すると同時にそれを超越し内包しつづける理念とは人間性に於ける私人性と公人性とを何等かの形で組織的に統一せる全體的人間への理念である。そして個人の主體的自發性

を容れて而も個人の總體が統率指導せられ、そしてそれが國家目的と合致し、國家總體が全體として最も有力に發動すべき體制が調和あるやうに整へられるところに現代國家の形式がみられる。そしてその中に呼吸する國民が、自覺ある國民と呼ばれるべきである。

3

然らば右は如何に我々の實踐生活に具現さるべきであるか。

我々が1に既に述べた如く、その場合に於ける我々の經濟する理念はまさに我々私人性から出發した利潤追求の經濟の仕方であつた。その他、凡ゆる經濟の組合せ、法律の編成、すべての文化の取り入れ方は公人性を離れた立場に於いてなされた。利潤獲得の過程に於いても生産諸條件の改良に於いても個々の企業が對象化され、その範圍内に於いてすべての計畫と實踐とが取行はれ、よし資本の流出入が出現してもその動機はより高い利潤獲得のためにのみ行動であつた。かくて經濟生活の合理化が着々進行し能率的な經營が次第に非能率的なそれに取つて替つたと云ふことそれ自體はその範圍に於いてまことに好ましき結果であつた。しかしながらその資本の構成、勞働力の配置、並にその企業する理念は必ずしも右にいふ「自覺ある國民」の範圍には止ま

らなかつた。のみならずその反對の傾向をさへ助長したことは否定できぬ事實である。今やこの經濟する理念に重大な訂正を加へねばならぬ時期に立到つた。とはいふものの今までの經濟する個人性そのものを全面的に否定するのではなく、それを内包してそして個人性を超越した理念に置き替へられねばならないのである。云ひ換へれば、現代國家の理念によつて個人性を訂正せねばならないのである。これはまさに人々にとつて重大な關心をもたらし、多くの人々に危惧の念をさへ與へるかも知れないが、それは前述せる如く獨裁や專制でもなく、といつてデモクラシーでもなく、個人の主體的自發性をとり入れた、しかも個人の總體が或方向に統率指導せられたところの理念である。従つて其の範圍に於いては個人の創意や、技術や、思想は否定せられるどころではなく、却つて積極的な作用を要求せられるのである。技術者は技術を、事務家はその事務に於いて、配給業者はその配給を通じて其の最善を從來よりも、ヨリ強く力を發揮せねばならない。そして企業はその最も能率的な形式に於いて、即ち此の場合に於いてはあらゆる點を考慮して可及的大規模化が現象形態として残る。そして從來の小規模經營者はその中に統合されねばならない。しかしながら此の場合に於いて生産技術部面に於いて獨立した技術體系をもつ工業部面の小規模經營者はその統合される組織の一員として參加し得る理論的根據を見出すが、商業者の

場合は事情は異なる。彼等は量的に中小であるのみでなく、それは同時に質的にもかゝる非能率的經營に屬することを知らねばならぬ。だから中小商業者を結合してそれでその問題が解決したと速斷することは早計である。結合體そのものは依然として質的には劣悪でなければならぬ。即ち云ひかへると例外はあるが原則として、小規模經營者は大規模組織を合理的能率的に動かし得る能力の具備を認められない。それは恰かも分隊を指揮する分隊長が軍團の指揮能力を持ち合はさぬのと同様である。又分隊長が複數により集つたところでは個々の分隊を動かし得るだけで綜合した全體としての分隊をば操作し得ないと同様である。それ故に、自然にこれまで大規模經營を指導して來た階級か或は特定の第三者が更に新たなる組織の經營の操作にあたるであらう。そして小規模經營者はよしそれに參加を許されたところでそれは分隊長の役目を果遂することによつて彼等の生存が認められる。だが此の場合、果す役割に甲乙の區別はない。その各々の立場において國家の理念に合致するのであつて此の點、上、下の區分はあり得ようはない。軍團長も一兵士も國を思ひ國につくす心は一つであらねばならない。各々其の分に應じて總力戰に參加すべきであつてそれに對して異論を差はさむ餘地のあり得ようはないと思ふのである。

勿論、この場合、與へられる報酬の差異等も當然問題となるがその職業の如何によつても差異

あるべきではなく、年齢別とかによつてその基礎俸給を決定しそれ以上は特別なる方法によつて例へば、扶養家族とが、能力とかに應じた報酬が考へられこの點から醸す諸問題の豫めの對處策があらねばならない。

要之、我々は「自覺ある國民」に全國民の再編成をなし終へねばならないのであり、此の上に於いて經濟することが考へられねばならぬことの道理を爰説したのであつた。そして當面の企業合同の理念も亦、従つて此の上に打樹てられねばならないのであつて「自覺ある國民」たることを前提として「企業合同」の現段階に於ける意義を明確に書き出し得るのである。

三 企業合同に於ける問題の所在

1

さて、現實に切迫せる課題となれる企業合同に對して當面の對象たる商業者は右の理論づけと如何に合致し、或は如何なる間隔を以つて對峙してゐるであらうか。

この質問に對する解答として先づ大阪經濟研究會が本年五月末を以つて調査せる本市纖維卸賣

業者の心境を打診することから發足しよう。

A 企業合同に對する意見 最初の課題は企業合同に對する彼等の態度であつた。企業合同は或種の政策的意味に於いて重要な課題ではあるが國民經濟の側から觀れば單なる企業合同をもつて中小商業者對策なる懸案の問題が解決され得るのでもなく、又整備すべき配給經濟の確立のために直ちに役立ち得るものでないことは我々が茲で指摘する迄もない。企業合同に對しては日本經濟の基本部面の研究と有機的に聯繫をもつた對處策なるものが擧示せられねばならず、今日一部の人の企業合同論には全面的に之を支持し得ることは不可能事ではなからうか。かゝる理論的部面における缺陷は現段階に於ける企業合同に對して、主として實際家から相當烈しい反對論をうけつゝある。勿論かゝる排撃論それ自身も亦確たる理論的根據の上に立つてはなく御都合主義的便乗論にすぎないことは彼等反對論の陣容をみることに依つて明確とならう。

a 企業合同を主張するものは當業者でなく指導者のみと云つてよい。現今では商業組合を中心として唱導されるに至つた。

b 企業合同に共しやや理解も持ち進んで實行に移さんとするものは青年層に多く、即ち時局を認識し見透しの早い階級に多い。

- c 之に反し老年殊に自己本位の自由主義者に反対が多い。合同に反対妨害までせんとしてゐる。傾向が大いに濃厚である。
- d 更に相當の資力を有し従來地方的に盛んに營業しつつあり、現在に於ても仕入等に比較的困らぬ中堅層以上の營業者に反対者が多い。
- e 卸賣業者又は卸小賣業者には合同反對論者が多く其影響をうけて合同が熟してゐるにも不拘遅々として進行せぬ憾みがある。
- f 卸賣業者は將來の失業者である。體驗も技術もある卸賣業者は他に轉業して新企業につくべく指導すべきである。
- g 企業合同「反對と賛成」何れが多いかといへば現在の處では日和見主義のものが最多數を占め、時代は其のうちどうにかなるだらう。急ぐ必要はないと云ふ靜觀者が多い。
- h 此の靜觀者の本心は免許制は本年から實施されることを豫想に置いて所謂既得權を失はぬ様に氣をつかつてゐる有様である。
- i 若し轉業するにしても免許權を有することにより轉業補償金も得られ易く又其の金額も多いだらうと夢想してゐることは事實である。
- j 企業合同をすれば當然失業者する。その失業対策及び轉業先が明示されてゐないから思ひ切つて決心をし兼ねてゐる。

- k 日本の家族制度は自然に現業に踏み留らしめ郷土を離れることを嫌ひ、随つて形勢觀望と云ふ事になる。
- l 時局認識不足と國際情勢不明とにより將來の商業の方向や改革など一向に徹底せない。
- m 指導者の位置にある者も企業合同の本質が明瞭でない。役人の指導の如きは單なる抽象的の説明で具體的方策など持合せがない。

大體以上が企業合同に對する商人階級の觀念である。さて、大阪經濟研究會の調査に於いては右が如何に表示せられてゐるか。

- 2 五軒位が合同するか、さもなくば全部合同して政府統制會社にすること。
- 4 昨年來中小企業者の轉失業問題と相俟つて企業合同が政府の懲進するところとなつたが、その後政府の方針の變更により中小企業者は出来るだけ維持育成し己むを得ざる者に限り企業合同を行はしめる事となりたる爲、企業合同は一時に比し減少したものと云はれる。工業部門に於ける合同は現在相當進捗してゐるが商店に於けるそれは未だ遅々たる現狀である。殊に織維業界に於て商店企業合同の傾向は非常に少い。之は呉服屋そのものが現在に未だその營業を持續し得るだけの相當の在庫品もあり、合同に對する關心の薄いこと中小企業維持育成の聲明に安心したこと、封建的の現狀維持に執着する傾向の強いこと等も考へられる。此の際商店として心掛くべきことは商店が商業の本質たる配給の大使命を自覺し、從來の營利中心の觀念を止揚し、自己が維持育成さるべき價值ある商店として進むと同時に時代を明察して、企業合同趨勢にあるものは欣然と之に参加すべきである。
- 6 相當困難を伴ふものと思ふが出来ることならば合同することは不賛成にあらず。

- 7 劃一的に實績等を以て合同せしむるは不可、價格統制配給統制、に伴ひ自然的に不適格者は脱落を見るべし、勿論此際自
然的の促進せらるるは可。
- 10 實績主義の再検討と、評價し得ざる個人の手腕、力量並に發展的努力の減退による指導方法の具體策ありや、合同體の總
意を尊重し弾力性に富める計畫經濟組織體とすること。業種別合同體に一定年限を示し、將來の發展を期待せしむる事。
- 11 取扱商品の如何によりて商店合同を促進される點多分にあり。
- 14 個人商店の合同は技術上至難の問題と思ふ。特に従業員の問題に留意する要あり。
- 16 商店合同に對しては最も公平な立場として合理的でもあると考へるが、その實踐段階に入れば取扱商品の多様性のために
その統一可能なりやを疑念する。
- 20 商店合理は言ふ可くして實行は困難である。米穀の統制は米と云ふ單一な商品である故に實行が出来るけれども例へば織
物の如く種々雑多にして業者が無数に亂立し、ために單一的の合同は到底不可能である。
- 22 希望者には中繼を簡單にして許可獎勵すべきも強制は如何かと思ふ。
- 25 小商店同志の企業合同は不可能なり。結局は主従、親族、友人關係等に依り大商店に合同致すべきが適當と思ふ。しかし
大商店は大乘的精神より小商店を助ける氣分を以て合同加入させる事が要請せられる。
- 27 氣の合つた人と合同するが良いと思ふ。米屋とか魚屋とか八百屋と異り取扱商品が千差萬別であるから色々困難が伴ふで
あらう。
- 28 配給統制の結果自由商品が無くなるものならば商店合同により人と經費の節約をなす要がある。但自由商品が或程度許さ

れるものならば新製品を研究して以て個々の機能を發揮したく思ふ。合同して店を減じ従業員を減じ生産或は配給業務を萎
靡させてしまつた場合、將來東亞共榮圈の賄を一手に引受けねばならぬ時に後れを取りはしないか、其の時を豫想して成る
べく多くの業者がもちこたへ維持して行ける様な政策を執られたし。

32 合同は理想なるも個人商店の場合に於ては資産の評価が普通の銀行會社等の如く單純に行はれ難く殊に各店に其々老舗あ
り、特色あり、傳統あり幸ひにしても合同しても直接營業經營の主腦者を撰ぶに困難なる問題ありて責任と熱意が各個舊態
の場合に比し低下するを如何にして是正するか。法律による企業合同をなせば別であるが任意合同は仲々困難で進捗しない
のではなからうか。

37 工業と異なり商業は資本の有機的構成低く、合同に依つて所謂收益遞増の法則は作用しない。併し市場に於ける不必要な
る競争、配給徑路を是正する意味から勿論必要である。唯、業態の複雑性と暖簾の評価困難なることの解決が問題として残
るであらう。

50 可急的速やかに合同を望む。

51 當分見込たらず。

54 現在のところそこまで考慮し居らず候。

56 合同した結果、或一縣又は幾郡内の小賣店は其合同店以外より仕入出來ぬ制度なればよいが、何の當もなく合同すとも經
營費膨脹し不勞幹部のみにて成績揚る目算無く、且得意先又は營業方針の異なる店が合同するとも圓滿に經營の見込なく、幾
店かの店員が集合して統率するも難事ながら集合せし店員間に於ても一致圓滿は望む能はず、個人にて極度に經費を切つめ

- 十二、三時間も働き碌々成績も揚げ得ぬに物資不足の折柄單に合同するのみには無意味且滅亡を早むるものと思ふ。
- 58 合同經營には絶對反対である。人的資源の節約は時節柄誠に結構であるが經營合同に依つて吾々の一番大切な勤勉の精神を破壊され殊に單なる事務的營業によりて生ずるところの精神的空虚は吾々商人の生活そのものを奪はれることだ。
- 60 商店合同は時局の移りに従つて己むを得ない。店主の方は問題は少いが多數の店員の身の振り方が問題となる。退職手當金退職慰勞金制度の確立して居らぬ店が多數あることと思ふが時局の重壓により轉業を餘儀なくされる是等多數の店員を精神的にも物質的にも恵んでやらぬ時には思想上面白からぬ事態が生ずる虞れがある。商店合同は現在の米穀業者薪炭業者の如く現在店舗を配給所となし、従業員は月給制、出資額に応じて配當すること、但し従業員全部が分に應じて必ず出資することとし、一部多額出資者の専横を封ずること、服務制度を確立し官廳の監督を受くること。
- 63 合同至極結構なるも現在の狀態では餘程強力なる法的指示がなければ結局は解體の外なからん。
- 67 商業者現在はともかく收支償ひ生計を爲し居れども合同の囑は従前の如き収入はとうてい得られぬことは今日迄の他の商業者の例に徴して明瞭である。依つて合同の要なきものと思ふ。
- 69 合同は今日では當局の方針であるが、従來の結果を見るに合同は結局最後に必ず解散必然であるから合同には一考を要するなり。
- 70 今後統制が強化され今日迄の個々の營業が出来ないならば合同は賛成なり。それより第一に早く我々の進む道を示されるが第一と思ふ。
- 71 統制強化の結果、商店は自然合同したる狀態となるであらう。渺くとも國內取引に關する限りは商品別に各商店が合同する事により單一會社を組織し専門家を網羅することによりて組合の統制に協力すべきであらう。

- 74 商店合同は趣旨に於ては賛成なるも従來個々の營業主として活躍せる人達が一個に協同してやることは運用上屢々困難なる事態を招來すること多きを聞く。個々の經營主それぞれ體の再教育に重點を置く必要がある。故に組合主義的統制を研究したい。組合に何一層の權威を與へ、可及的に法的權力を與へ優秀なる指導者を置き組合を通じて商品の配給のみならず勞務者消費者教育等に到る迄、統制指導し商店の立地的統制補償等により現實に即せる機能合同を實現したい。
- 75 先づ以て不可能なれば自然淘汰を待つべし。
- 76 理論上合理的なるも實際上は至難と思ふ。
- 77 商店の合同は仲々困難である。一時的感情で今日迄合同した例はあるが、終始圓滿に發展せず二、三年にて失敗してゐる。どうしても合同せねばならぬやうであれば組合組織の完全なる連絡の如き半合同的のものが良いのではあるまいか。
- 80 商店合同は十中九まで轉失業者を生ずるが故に、中小商業者は全て之を廢し大商店の合同にて臨み、出來得るならば一國一店主義にすれば最も可なり。
- 82 一元的會社案に反對する。最少限度にても良し。配給業者としての問屋業を残したし。依つて地域的、或は實績による商店合同に賛成す。
- 84 卸賣者は各府縣一店主義、大都市にありては實績水準を決定、業者自力に依り合同なましめる事、其の際營業は廢業資金に依り手當を與へて一業主義になさしむ。
- 86 營業收益税を實績とせば最も公平。取扱商品を按分比例にて地方別に商品部門別合同を望む。

- 91 成可く商店は合同せず従来通り各個の商店で營業を致し度し。合同するとしても自由合同の方法によられたし。
- 93 合同の不可避なる理由、目的方法等を指示せば己に時代の進むべき大勢丈は察知せる吾人は最善の方法に従ふべし。
- 94 目下のところ商店合同は早急を要する事であり、その最善を盡くさねばならぬ。個人個人の利我的主張を排撃し公平を期するは勿論であるが過去の數的實績は餘りやかましく云はず現状に即した即ち苦境を切り抜けるに必要な條件だけに甘んじ先づ人的協力が最も肝要である。尙、重なる取扱商品別に合同するのが良いと思ふ。政府の合同試案はあまりにも單位が大であり、圓滑を期し難い。其の販賣實績及合同資本は任意にしてただ商店數を今迄の十軒を一軒にする丈けの様にすれば外の目的は自然と達せられると思ふ。

101 商品愈拂底し自立出來得ざるに判れば自然的に廢業又は合同すべし。合同又は廢業を強要することは再考を要す。合同するなら廢業すると云ふもの多し。

105 商店合同により經費節約、無駄排除等の利益はあるが、既に合同せる他部門に見る如く合同により収入は激減し一サラリ一マンとなり、商業に對しては熱意は減じ配給を不圓滑ならしめ、ひいては國力減退する基となる。顧客へはサービス悪くなり、商人本來の美しき姿を忘却せしめる様になると思ふ。

125 商店合同は理論通り單純なものにあらず。寄合世帯的の合同は競争心を失はしめ不勉強、怠惰を招き延いては好成績を上げ得る見込渺なし。むしろ商店合同と云ふ形式よりは同種類商品を單位として各々配給會社を設立し、生産販賣兩方面を指導し得る強力なる大會社の株式参加を許し大資本經營による有利配當の恩典に預り得る様の組織を歡迎する。

—以下略—

右にみる如く商店合同に對する營業者の意見なるものは大體に於ては合同の避くべからざる趨勢に對し一應の認識はもつ如くであるが、尙一部分に反對的意見を述べる者の尠なからざること蓋し彼等の性質上止むを得ないところであるかも知れない。右の意見を概括するに

一 合同賛成論

無條件的に賛意を表せるものも尠くないが、彼等が此の問題に對して如何なる程度に理解を持てるかの判断は頗る困難であつて或はそれは諦め的な、或は自棄的な態度でもあるかも知れないが我々の調査では是に對する説明は不可能であつた。

二 條件附賛成論或は反對論

此の立場を採れるものが量的には最も多い。そしてその條件として擧げられたのは、(イ)纖維製品の如き複雑多岐に亘る商品を取扱ふ商店の合同は技術上不可能とする立場、(ロ)合同に當つて其の商店の暖簾評價が不可能であり、従つてその合同は容易に行はれ得ないであらうとする立場、(ハ)合同によつては個人性を殺す結果、商業技術が低下しそれは國力の減殺を意味するが故に之に對する對策を考究して然る後に合同すべしとする説、等がその主たる内容である。

三 反 對 論

時期尙早、その必要を認めず、等がその内容であつた。しかし全般的にみて此の立場は甚だしく尠なかつた。

右を全般としてみる時は此の調査の行はれた當時に於ける調査対象たる業者の認識は尠なからず正常なる目標からはなれてゐる。或はその方向へは向へるも概念の範圍を出ずその進展力は甚だしく遅鈍であることは認識せられねばならない。時局認識に缺くことなければ示されずとも彼等の前途は明確な筈である。よし一大臣がたまたまそれに外れた行動をしたことを以つてそれを以つて全般的を判断することはそれ自身の無自覺を表明するに等しと云はねばならない。

B 轉業問題に對する意思表示 かくて彼等の多くは轉業問題に對しても一般的にみて氣乗薄であつた。乍併、轉業不可能の場合には相當注意をもつことを示せることは注目すべき彼等の進化である。かかる階級が轉業對策に對して具體的な手段と目標とを示すことの急務は彼等の意思表示において見られる。此の意思表示を割引なしに受取ることの妥當性を欠くことは自認するものの、乍併、全然目を掩ふ事は同様に正常でない。速やかなる對策の積極的具對化が要求される故である。即ち彼等はいふ。

- 1 政府が轉業せしむるものとせば營業権につき相當多額の補償をなすべきなり。明治維新に當り士族の秩祿に代へたる公債交付に鑑み現經濟事情に應ずる英斷的處置を要すべし。
- 2 大勢に従ひ各自に轉業を考ふること。補導の效果なし。
- 10 轉業に對する當局の熱誠と轉業體の業態確立につき成算ありや。重點主義の下に再轉業を餘儀なくせしむる事例は巷間傳ふところなり。子女養育に絶對責任を回避し得ざる是等轉業者の精神的に蒙る打撃並に思想上に及ぼす影響大なり。尙、所謂、生活の最低限度確保とは何處を基準とするものなりや。立場を換へる時、輕卒に轉業指導はなし得ざるべし。此際特に當局者の溫情的考慮を促すや切なり。
- 14 新事業に轉業の場合、従業員雇入を緩和して貰ひたし。
- 17 商工會議所等に於て轉業相談部の専門的一層の研究を望ましい。そして職業補導所と連絡を期し安心出來得る様、各自の自信力を持たせるまでの指導が望ましい。
- 32 永年の業者にはなるべく其の業務に關係ある仕事に轉

企業合同問題の歸趨

- せしむることを要す。只、勞働力の不足を補はんとして専門の業務を放棄せしむるは一考を要す。
- 25 私にはもはや内地にては中小商工業者は駄目だと思ひます。従つて此際政府は其の人の信用等を充分調査なし東亞經濟ブロック内に於いて分散し、營業を許可すべきかと思ひます。
- 27 御當局及び組合の方々へお願ひ、此等、轉職、轉業者諸氏の立場を思ひ當局、組合の方々各自が轉職、轉業するとして政治の犠牲となりたる平和産業の人々に同情してよく指導して下さる事を願ふ。殘留組合員の私財の何割かを出し合つて轉職、轉業者へ資金とし又は生活費として送ることも考へて下さい。
- 29 宜敷時局を認識し世の情勢をシツカリ把握せよ。
- 58 國家資本に依つて蘭印、佛印、タイ、滿洲國等に大生産事業を起し希望者には相當なる補償をすれば轉業對策に資するところ大なるものありと考へる。
- 65 自然推移に任ずるを可とす。
- 70 滿洲へ行つて農業移民、或は軍需工場へと云はれてゐるが實際問題として家族をかかへて居る者はその日から

困る。給料者のむかふ道を示せ。老人は今日迄に産をなして生活に不安なし。青年は體力ありて體に自由あり。壯年者には産なく、體に自由なく、體力なし。

71 要するに轉業者に對しては各人の意思の尊重によつて國家又は是に變るべき機關が一の事業を起し之に各人の能力に應じ就職せしめられたし。

77 轉業御相談の場合、一にも二にも海外へ行かれる事は(そんな事はないと思ひますが)色々係累等祖先まつり等、又色々の都合にて決し兼ねる場合があると思ひますから、よく親切なる御相談御指導が願ひたいと思ひます。又それは決して保守的の意味を現はすものとはかり甲されません。

79 弊店の取扱商品は内地向で生産出來得ぬやうになると聞き及び居りますから目下待期中です。愈々出來ぬ場合はやむを得ず閉店します。

98 根本方針の樹立を急ぐ事。各官廳の係官個人の意見は引込めること。

94 我々商業者の轉業は轉業ではなく轉職である。恐らく商賣替は不可能である様に思ふ。轉業資金は利用者が少

ころによれば今少しく親切に御指導を願ひ度し。

126 兎角何れにしても事變を契機として過去の頭で總てを判断すること自體が間違といつても過言ではないと思ふべきだ。一億一心眞に挺身各職域に於て萬全を期し時局の變化、推移に應じ時の流に應じ態度も勇敢に推進すべしと信ず。

131 我々は長らく自由經濟に育つて來たものであるから轉業といふ事は現在の統制經濟にては仲々六ヶ敷い問題と思ふ。相當に經驗あつても一業に通ずることは六ヶ敷いのに轉業したならば又一から始めねばならぬ。此の時代に不慣の事を行つて果して順調に行けるか問題だ。

136 東亞共榮圏に進出し高度國防國家建設に邁進せねばならんが前述の如く確固不動の根本精神涵養を第一とせなければ過去の海外進出者に見たるが如き失敗を繰返すのみ。

139 轉業よりも現職の繼續の獎勵を望む。
142 家族補助多數の責任者たるため轉業の問題には最も悩めるものにして只今に於てもよき思案出でず。職域に奉公を努め居候。

ないと思ふ。轉業及轉職を若し實行すると思せば、それは自己の危險に於てせねばならぬ不安がある。それには國家の保證があれば成績もいだらうと思ふ。

96 吳服屋の下稚から大きくなつた者は外様の方の様にならずに轉業出來ません。最後迄ガンバリます。

99 我々は當局の轉業せよといはれる迄、又將來せねば飯を食へなくなる迄働き、働けなくなれば轉業なり海外移住してもよいと考へてゐます。轉業するに就いては家族妻子は問題でなく一緒に行つてもよろしいが、父母の老ひたる者の處置に就き國家的に考慮されて後顧の憂なく働ける様にしていただけたらと思ひます。

101 舞臺は變つて戦後物資の過剩時代來らざるか、其時代は必ず來るに相違ない。然らば商業を殆んど廢止せしめた結果、困却せざるか。世の中は廻り持ちたる事を忘れてはいけない。日清、日露第一次歐洲大戰もよく知つてゐるが、支那事變を巡る商人の不愉快と不安は極度に達してゐる。如何なる困難にも辛抱するが非國民的呼ばはりにはけしからん。

124 未だ轉業に對する相談所に御厄介にならざるも聞くと

143 圓滑なる配給統制、公平妥當なる公價設定、合同營業される場合は轉業對策の必要はなしと思はれる。最小限度に轉業の要ありと思はれる。

145 時變下物資不廻にして轉業やむなき人々も多々あるべきも約半数以上は實績以上の徴税の結果に非ずや。稅務査定が中央區と周圍區と決定に非常の差異あり。申告者も無視して勝手に決定不當審査をうけても帳簿不完全のもとに過重決定のため我々商人は稅務關係より又中央部の爲に生活を制せらるるやう相成、不満にて致方なき故實績を委細に調査して時變下嬉んで義務を果さず様、相應の課税なれば轉業者も可成少くなると思ふ。

146 我々平和産業者を軍需工場に合併せられたし。中間業者を生殺しにせず可否の一途を定められたし。

147 統制の正當なる施行を望む。
148 轉業の際に補償を望む。その補償算定の基礎は、過去三ヶ年の納稅、開業年數、従業員數、年齢別を考慮され

150 何等品物を製造せず左右に商品を動かしてゐる卸商は政府の方針として無用視されてゐると聞きます。然しこ

これは重大問題でありますまいか。世界各國の統計でも中産(中小商工業)が相當の割合を占めてゐる事實よりして少くとも現在の情態組織に對して基本的に調査研究をして方針を立てるべきでせう。

151 理論上よろしいが實際問題としてはどうでせうか。

C 轉業の意思内容 それでは彼等が具體的に轉業に迫られた時に於ける心構へはどうであらうか。
I 何れの方面に移住希望するか。

希望地	希望人員數	備考(希望者の内容即ち番號によつて註一四二頁以下表と併照されたい)
滿洲	一四	10 20 22 32 45 87
北支	一二	* 23 25 56 70 71 72 100 106 *111 121 129 143 *145 147
中支	一八	9 20 23 25 31 38 48 51 72 76 77 85 99 139 145 148 151
南支	六	* 13 65 * 75 153 154
蘭印	二一	5 13 * 22 25 26 30 41 42 50 53 55 58 71 73 * 75 93 *111 125 *136 163
佛印	一〇	* 13 31 39 46 71 73 84 *111 *136 157
泰國	五	7 * 71 73 *136 166

155 今の所轉業する意思なし。配給機構に對する政府の明確なる方針を示されたい。

164 商人の合同又は轉業は自然の成行に委す方良ろしきかと存じます。人々の力によつて自然に自分より身の振方をつけます。

其他東亞共榮圈内	何處へでも	滿洲	其他	移住希望なし
三	二	一	二	六四
37 94 129	28 29	101	86 126	1 2 4 6 7 11 14 15 16 17 18 24 44 47 49 51 54 60 62 63 67 69 74 79 80 81 82 88 89 91 92 96

【備考】 *印は二ヶ所以上の希望を併記したるもの。

「移住希望なし」が壓倒的に多い。併乍、報告者の過半數が移住の意思あること、その目的地を明示したことは注目すべきである。勿論、その地名指定に對して何程の具體的内容をもつかは此の報告からは觀察し得ぬが、兎に角、此の報告は一應注意すべき價値はある。そのうちに於ても「蘭印」の擡頭と、滿洲希望の少數なることは特異的として揭示し得る。全體として大陸方面がその對象地となつたことは地理的立場並に政治經濟的聯關の歴史性から見るも當然であらう。

2 如何なる職業で移住を希望するか。

さて移住は覺悟したものの如何なる生業に依つて生活をささへんとするか。

農	四	18
業		101
		102
		139
其他産業	七	17
		24
		60
		76
		94
		117
		125
何業にても可	五	23
		65
		86
		113
		145

「工業」が最多数であつた。歸農者は彼等の中から求めることは甚だ困難である。彼等はもう農村へ歸るべきあらゆる地盤を失つてゐるのではあるまいか。工業を望むことは尙未だ問屋制工業の形式の残存せるが故にか。具體的な彼等の意圖ははかり得なかつた。

D 事業閉鎖の場合に於ける用意 彼等が愈々最後の段階に到達して店舗閉鎖の場合に於ける彼等の用意如何。

そのまま業界から退隠するか或は次の期間まで待期の姿勢をとるか。

全然退隠する	一五	5	18	22	26	37	76	80	101	112	127	131	142	143	145	157																														
待期する	七一	2	6	9	10	14	15	66	17	23	24	25	27	28	30	31	32	38	41	42	44	45	48	53	55	56	57	58	60	62	63	65	69													
成行にまかす	五	29	39	70	126	136	151	153	154	155	158	163	164	166	71	75	77	81	82	85	87	88	91	93	94	98	100	102	104	105	106	111	114	115	116	117	119	124	125	129	134	139	146	147	149	150

右からみれば彼等の多くは前途に何等かの希望を假定して再起のために待期の用意をもつことがうかゞはれる。移住とか、轉業とかよりもむしろ、在來の蓄積を基礎として次の世代に待期の希望が支配的である。こゝに此の調査對象の質的内容が所謂、矮小規模の小賣生業者と若干の間隔のあることが窺知され得る。

乍併、もしかゝる場合に於ける其の資本の逃避先に就いては充分の注意が拂はれなければならぬ。云ふ迄もなく商業資本の形態に於いて動員されつゝある資本總額のうちにおいて纖維卸賣配給部面におけるそれは異狀に大である。此のことは我々の調査には盛り得なかつたが、例へば大阪市商業調査に就いて觀察するも其の集中は主として此の部門にみる。即ち

綿糸・編物・組物類販賣	四四二、八〇五、三七三	三〇・三二%
買	二二九、八〇八、七〇二	一五・七四
業	一八七、六四二、五七七	一二・八五
織物・被服類販賣	一一〇、三〇一、九三〇	八・二四
藥品・染料・顔料・化粧品類販賣	一一〇、五四一、四九〇	七・五七
金屬材料・金屬器具販賣	四六、七九九、二二〇	三・二〇
紙・紙製品・文房具販賣		

更に右の質的内容をみることに依つて的確なる對策の資材を供し得る。

綿糸・編物・組物類販賣		織物・被服類販賣		固定資本		運轉資本	
資本金額別	營業所數	資本金額別	營業所數	円	%	円	%
100,000圓未満	1	100,000圓未満	1	100	0.00	150	60.00
50,000圓未満	1	50,000圓未満	1	50	0.00	60	24.00
1,000圓未満	1	1,000圓未満	1	50	0.00	90	36.00
5,000圓未満	6	5,000圓未満	6	2,800	1.13	4,450	17.87
10,000圓未満	14	10,000圓未満	14	15,360	6.13	26,960	10.78
50,000圓未満	33	50,000圓未満	33	48,390	19.35	110,300	44.12
100,000圓未満	57	100,000圓未満	57	297,966	119.58	1,039,086	415.73
500,000圓未満	3	500,000圓未満	3	291,640	116.82	1,676,097	670.48
計		計		2,483,996,660	993.66	3,340,451,773	1336.77

更に右の資本の規模別分布が参照されねばならない。

(a)綿・絲・編物組物類販賣

固定資本 円 2,483,996,660 % 993.66

運轉資本 円 3,340,451,773 % 1336.77

固定資本と運轉資本の割合は一対三の割合となり、かくて後者が直接に問題の對象たり得る。因に右調査に於ける固定資本とは、營業用の土地、建物、船舶、車輛、機械器具並に什器、權利金、保證金等の總計であり、運轉資本は手持商品、原料、材料、有價證券、現金、預金、賣掛金其他の債權等の總價額である。

(b)織物・被服類販賣		資本金額別		營業所數		固定資本		運轉資本	
資本金額別	營業所數	資本金額別	營業所數	円	%	円	%		
500,000圓未満	1	500,000圓未満	1	100	0.00	70	28.00		
100,000圓未満	9	100,000圓未満	9	1,280	0.51	631.7	252.68		
50,000圓未満	33	50,000圓未満	33	5,095	2.05	1,130	44.60		
1,000圓未満	56	1,000圓未満	56	30,560	12.30	51,790	203.89		
5,000圓未満	236	5,000圓未満	236	265,850	106.29	556,867	223.38		
10,000圓未満	283	10,000圓未満	283	556,772	223.38	1,064,308	421.42		
50,000圓未満	692	50,000圓未満	692	2,736,371	1,098.31	3,366,883	1,326.06		
100,000圓未満	192	100,000圓未満	192	2,164,001	869.56	10,340,179	4092.07		
500,000圓未満	33	500,000圓未満	33	6,299,477	2,535.23	8,370,633	3292.24		
500,000圓以上	6	500,000圓以上	6	18,096,360	7,282.54	44,333,340	174,949		
計		計		2,483,996,660	993.66	3,340,451,773	1336.77		

即ち五〇〇、〇〇〇圓未満の資本金の階級から固定資本二百四十八萬八千二百三十四圓、運轉資本八百八十八萬五千三百七十二圓が計上される。更にもしこの階級の標準を引上げて例へば資本金百萬圓以上とすれば更に比例的に遙かに多くの資本が流出することが想像され得る。

資本金額別	營業所數	固定資本		運轉資本	
		円	%	円	%
100,000圓未滿	1	30	37.50	50	62.50
500,000圓未滿	1	100	40.00	150	60.00
1,000,000圓未滿	1	50	9.09	500	90.90
2,000,000圓未滿	6	2,800	56.13	4,950	63.87
5,000,000圓未滿	1	15,200	33.75	29,900	66.25
10,000,000圓未滿	2	48,290	30.82	110,300	69.18
50,000,000圓未滿	5	297,928	33.26	1,039,086	77.73
100,000,000圓未滿	3	291,624	14.83	1,676,077	85.17
計					
500,000,000圓未滿	7	1,733,156	33.33	6,010,279	77.67
500,000,000圓以上	7	15,921,436	24.55	35,610,131	75.45
計		108,309,660	24.86	333,495,733	75.14

更に右の資本の規模別分布が参照されねばならない。

(a) 綿・絲・編物組物類販賣

固定資本 円 %

運轉資本 円 %

綿糸・編物・組物類販賣 108,309,660 24.86

織物・被服類販賣 50,123,768 26.06

固定資本と運轉資本の割合は一對三の割合となり、かくて後者が直接に問題の對象たり得る。因に右調査に於ける固定資本とは、營業用の土地、建物、船舶、車輛、機械器具並に什器、權利金、保證金等の總計であり、運轉資本は手持商品、原料、材料、有價證券、現金、預金、賣掛金其他の債權等の總價額である。

資本金額別	營業所數	固定資本	運轉資本
円		円	円
100圓未滿	1	110	70
500圓未滿	9	1,284	627
1,000圓未滿	3	5,095	2,110
2,000圓未滿	5	30,560	11,130
5,000圓未滿	2	265,850	51,790
10,000圓未滿	2	556,793	56,867
50,000圓未滿	2	2,766,771	1,484,208
100,000圓未滿	1	21,640,001	13,366,883
500,000圓未滿	3	17,300	10,344,179
1,000,000圓未滿	3	14,761	8,370,633
500,000圓以上	6	18,092,924	9,522,340
計		30,123,768	15,750,199

即ち五〇〇、〇〇〇圓未滿の資本金の階級から固定資本二百四十八萬八千二百三十四圓、運轉資本八百八十八萬五千三百七十二圓が計上される。更にもしこの階級の標準を引上げて例へば資本金百萬圓以上とすれば更に比例的に遙かに多くの資本が流出することが想像され得る。

右は勿論この調査に表現されたる數字をその他の諸事情の考慮なくして單純に比較研究せるものであつて現實には更に明細に吟味さるべきも、これのみを以つてしても一應の目安をつける意味に於いて參考資料たり得るであらう。

F 店員の處置に對する意見 轉廢業に於ける問題は其の店員の處置に關する面に於て眞劍に考究される必要がある。商業労働は我々も既に觀たるが如く(拙著「前掲書」参照) 重労働的要素を持たぬとは云ふもののその年齢構成は尙青壯年が大部分であることからして彼等の轉業は店主のそれよりも稍々容易である。

乍併、この問題に對して店主側は如何なる態度に出るであらうか。

對策内容	人	數	備	考
具對策なし	一五	7	13	41
新事業に 參加せるに 本人の意 思に委す	三〇	10	14	22
全員解雇する	五六	2	6	14
		85	87	91
		93	96	98
		99	100	104
		105	108	115
		116	121	124
		126	127	129
		131	133	134
		136	142	145
		146	153	154
		155	161	162
		164	166	
		29	79	101
		133	157	

態度未決定	處分の要なし
二	一
75	113
86	

【備考】 *印は二ヶ以上併記せるもの。

「具體策なし」は「本人の意思に委す」と同質的であり、是が全體の過半數を占めた。彼等自身が前途見透しなき故に、況んや其の店員の對策に迄及び得ないといふのが實情であらう。それに次いで「新事業に参加させる」ものがある。その他はいふに足りない。右の如く此の報告の範圍内では相當數の店員が商業部門から排除されることが想像され、我々の豫期の如く衣料配給部面、特に其の卸賣業部面にあつては特に傾向の著しいことが立證され得た。

乍併、此の労働力の動員に當つては一層彼等の質的内容をみなければならない。現段階の、る要請のためには先づ彼等の肉體的性格が問題となるが今回の調査に於いてはこの點に就いての究明が企て得られなかつたが故に、一應此の點を除外して眺めねばならない。

(イ) まづ右の要請に對する最も近い答はその年齢構成に於いてみられる。即ちそれは次の如くみられた。

従業員年齢(男)	實數	百分比
二〇歳以下	七五	二一・四四

企業合同問題の歸趨

二一—三〇歳	一、七〇九	四七・二八
三一—四〇歳	七〇六	一九・五三
四一歳以上	四一〇	一一・三四
無記入	一四	〇・三八
計	三、六一四	一〇〇・〇〇

調査人員三、六一四人中三十歳以下が二、四八四人(六八・七二%)三一—四〇歳が一九・五三%、四一歳以上一一・三四%と云ふ割合であつて青壯年階級が壓倒的であつた。然らば此の従業員は如何なる規模別階級の業者に歸屬せるものであらうか。この答は次の如し。

従業員階級	従業員規模別数			
	昭和十二年 實數 百分比	昭和十三年 實數 百分比	昭和十四年 實數 百分比	昭和十五年 實數 百分比
〇人	一〇・六一	〇	一〇・六一	二
一人	九	一〇	三	一四
二人	九・三三	六・三三	一・八四	八・五九
三人	二六	一七	三	二六
四人	九・三三	一〇・四三	三	一五・四三
五人	二・六六	一・二六	二	一〇・四三
六人	二・六六	一・二六	二	一〇・四三
七人	二・六六	一・二六	二	一〇・四三
八人	二・六六	一・二六	二	一〇・四三
九人	二・六六	一・二六	二	一〇・四三
十人以上	二・六六	一・二六	二	一〇・四三
無記入	三	二七	一八	二
計	一六三	一六三	一六三	一六三

即ち二〇人未満の従業員を持つ店舗が壓倒的に大である。かくて右の従業員のうち比較的多人數が中小規模特に小規模經營に歸屬することを知つた。このことはかゝる經營の整理によつてかなり多數に上る勞働力の排出を示すものといへるであらう。そしてもし此の割合で凡ての卸賣業が律せられるとすればその數は相當數に達する。

(ロ) 従業員の質的吟味の次の課題は彼等の學力である。一般的に我國商業従業員の學力は低いといはれる。これは商業従業員の本質が諸外國のそれと異るところより派生されるからに外ならない。我國のこれ迄の調査に於いても顯著に此の傾向のみられることは我々の既に指摘した如くである(拙著「前掲書」参照)。我々の商業調査ではこれが如何に傾向したか。

學 歴	實 數	百分比
高等小學校卒業及同程度以下	一、七八一	四九・九五
中等學校卒業及同程度以下	一、二九六	三六・三五
専門學校卒業程度及それ以上	四七三	一三・二六
無記入	一五	〇・四二
計	三、五六五	一〇〇・〇〇

即ち此の部門の従業員の學力は之までの色々の調査に比較して甚だしく高い。高等小學校卒業

程度以上がそれ以下と略同様な比率にあることは此種業態の注目すべき特徴である。そしてそれは彼等のうける報酬と對照することによつて其の性格が明瞭となるであらう。とにかくかくの如く學力の比較的高度にあることはその勞働力の利用に於いて何等かの考慮を拂ふべき餘地があるであらう。

(ハ) 次に彼等従業員のうちける報酬に對して吟味がなされねばならない。

従業員の月給

實數	百分比
二〇四未満	三二一
二〇一—二九四	五二二
三〇一—四九四	九八八
五〇一—六九四	四五八
七〇一—八九四	四九九
一〇〇一—一四九四	四七二
一五〇一—一九九四	二二三
二〇〇四以上	一六四
無記入	一六
計	三、六七四
	一〇〇・〇〇

一般的にみて我國商店従業員の報酬の低いことは常識的であり、その本質は賃銀的性格よりはむしろ徒弟としての報酬の範囲にとちこめられるか、或はそれに近いものであつた。従つて經濟的な彼の況位は頗る低くこの意味に於いて容易に流動し得べき地位にあつた。ところが我々の調査に現はれたところによれば必ずしもしかる範疇に屬せず、むしろかなり高い點に其の水準を認められたのである(前表参照)。

勿論この數字はこのまゝでは右の意味が分明でない。その理解のためには、少くとも年齢別と勤続年數との比較研究がなされねばならぬ。そしてその比較に於いても尙且つ右の如く云ひ得る根據を發見することは、年齢別、勤続年數別構成の比較においても云ひ得たのであつた。

それ故に此の種従業員の轉用にあたつては從來の如き一般的考へを以つて一樣に律することは妥當性を缺くことを明瞭に指摘し得るのである。即ち前言せる如く比較的學力高き點、報酬高き點、肉體的勞働能力の低き點等よりみてむしろ工場勞務者、開拓農業移民としてよりもそれら産業或は職業に於ける事務的部分の擔當者としてより適材適所の配置を得ることが想像される。

尙、右は男性従業員に就いてのみ述べたのであるが、此の部面に於いても尠なからぬ女性従業員の存在すべきは勿論であつて此の部面よりも相當の餘剩勞働者が供出さるべきであらう。

(註) 右各表並に各意見の中に表示せられたアラビア數字の内容は次の如き業者を表はすものである。

組織別	資本金 (拂込)	主たる商品名 (昭和十六年)
2個 人	無記入	本絹織物
3株式會社	五〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
4株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物、毛織物、絹織物、毛織物
5個 人	無記入	無記入
6株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
7株式會社	三〇〇,〇〇〇	本絹織物
8株式會社	五〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
9有限會社	一〇,〇〇〇	更生系織物
10個 人	無記入	毛織物
11有限會社	七〇,〇〇〇	人絹織物、本絹織物
12合資會社	五、〇〇〇	本絹織物
13個 人	二〇〇,〇〇〇	人絹織物、本絹織物
14個 人	無記入	綿、スフ織物、絹織物、本絹織物
15個 人	無記入	綿、スフ織物、人絹織物
16個 人	無記入	綿、スフ織物
17株式會社	一〇〇,〇〇〇	人絹織物、本絹織物、麻織物
18個 人	無記入	本絹織物
19株式會社	二五〇,〇〇〇,〇〇〇	無記入
20個 人	無記入	綿、スフ織物
21個 人	無記入	麻織物
22株式會社	一五〇,〇〇〇	綿、スフ織物
23個 人	無記入	人絹織物
24株式會社	一〇〇,〇〇〇	人絹織物
25個 人	無記入	本絹人絹交織物
26個 人	無記入	人絹織物、本絹織物
27個 人	無記入	綿、スフ織物
28合名會社	五〇,〇〇〇	人絹織物
29カード無し		
30株式會社	一、五〇,〇〇〇	本絹織物
31個 人	無記入	綿、スフ織物、人絹織物、毛織物
32合名會社	二〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
33個 人	無記入	人絹織物、本絹織物
34株式會社	一五〇,〇〇〇	綿、スフ織物
36株式會社	三〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
37株式會社	一五〇,〇〇〇	人絹織物、本絹織物
38個 人	無記入	人絹織物
39合名會社	三〇〇,〇〇〇	人絹織物、本絹織物
40合名會社	無記入	本絹織物
41合名會社	一〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物、人絹織物、麻織物
42個 人	無記入	人絹織物、本絹織物
43株式會社	三〇〇,〇〇〇	綿織物
44個 人	無記入	人絹織物
45株式會社	三〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物

46個 人	無記入	毛織物
47合名會社	五〇,〇〇〇	綿、スフ織物、人絹織物
48株式會社	一〇〇,〇〇〇	無記入
49個 人	無記入	綿、スフ織物
50株式會社	八〇,〇〇〇	本絹織物
51個 人	無記入	人絹
52個 人	無記入	本絹
53個 人	無記入	人絹織物
54株式會社	六五〇,〇〇〇	綿織物、スフ無
55合名會社	無記入	無記入
56個 人	無記入	人絹織物
57合名會社	二〇〇,〇〇〇	本絹織物
58合名會社	三〇,〇〇〇	本絹織物
59個 人	無記入	本絹織物
60株式會社	四〇〇,〇〇〇	人絹織物、本絹織物
61個 人	無記入	人絹織物、本絹織物
62個 人	無記名	人絹織物
63個 人	一、〇〇〇	本絹織物
64株式會社	一〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
65個 人	無記入	毛織物
66株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物、人絹織物、毛織物
67個 人	三〇,〇〇〇	本絹織物
68個 人	無記入	本絹織物
69個 人	無記入	綿、スフ織物、毛織物、麻織物
70個 人	無記入	人絹織物
71株式會社	一、六〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
72株式會社	一、〇〇〇,〇〇〇	毛織物
73個 人	三〇〇,〇〇〇	人絹織物、毛織物
74合名會社	三〇〇,〇〇〇 (公稱)	人絹織物、本絹織物
75個 人	無記入	綿、スフ織物
76合資會社	五〇,〇〇〇	人絹織物
77個 人	無記入	人絹織物、本絹織物
78株式會社	一七、五〇〇	人絹織物
79個 人	無記入	無記入
80個 人	無記入	人絹織物、本絹織物
81合名會社	一〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
82個 人	一五、〇〇〇	綿、スフ織物
83個 人	無記入	綿、スフ織物
84個 人	無記入	人絹織物
85株式會社	一五〇,〇〇〇	綿、スフ織物、麻織物
86個 人	無記入	綿、スフ織物
87個 人	無記入	人絹織物
88株式會社	五〇〇,〇〇〇	毛織物
89株式會社	一〇、〇〇〇	本絹織物、毛織物
90株式會社	八五〇,〇〇〇	綿、スフ織物、人絹織物、本絹織物
91株式會社	五〇〇,〇〇〇	本絹織物
92合名會社	三〇〇,〇〇〇	船舶用品
93合名會社	一〇〇,〇〇〇	人絹織物
94合資會社	三、八〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
95株式會社	三〇〇,〇〇〇	人絹織物、本絹織物
96個 人	無記入	本絹織物
97個 人	無記入	本絹織物

98	個	人	無記入	人絹織物、本
99	個	人	無記入	人絹織物、本
100	株式會社		七〇,〇〇〇	綿、スフ織物
101	株式會社		一七五,〇〇〇	人絹織物
102	合名會社		一〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
103	個	人	無記入	本絹織物
104	個	人	無記入	本絹織物
105	個	人	無記入	人絹織物、本
106	合名會社		七五,〇〇〇	本絹織物
107	株式會社		一,〇〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
109	株式會社		五〇〇,〇〇〇	人絹織物、本
110	株式會社		一五〇,〇〇〇	綿、スフ織物
111	個	人	無記入	綿、スフ織物、毛
112	個	人	無記入	人絹織物、毛
113	合名會社		六〇,〇〇〇	無記入(織物取扱はず)
114	個	人	無記入	本絹織物
115	合名會社		三〇〇,〇〇〇	人絹織物
116	個	人	無記入	人絹織物
117	合資會社		無記入	綿、スフ織物
118	株式會社		七五〇,〇〇〇	無記入(従タ ル商品ノミ記 入アリ)
119	株式會社		二〇〇,〇〇〇	人絹織物
120	株式會社		一八〇,〇〇〇	無記入
121	合名會社		二〇,〇〇〇	毛織物
122	個	人	無記入	本絹織物
123	合名會社		二〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物、毛
124	株式會社		五〇〇,〇〇〇	人絹織物、本
125	合名會社		五〇,〇〇〇	人絹織物
126	個	人	無記入	本絹織物
127	個	人	無記入	本絹織物
128	個	人	無記入	無記入
129	合資會社		三〇,〇〇〇	正絹、人絹、 組紐
130	個	人	無記入	毛織物
131	合名會社		四〇〇,〇〇〇	本絹織物
132	株式會社		三〇〇,〇〇〇	毛織物
133	個	人	無記入	綿、スフ織物
134	株式會社		三〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物
135	株式會社		一八〇,〇〇〇	綿、スフ織物
136	合名會社		一九〇,〇〇〇	綿、スフ織物、人
137	株式會社		三五,〇〇〇	人絹織物
138	株式會社		三〇,〇〇〇	綿、スフ織物
139	個	人	無記入	綿、スフ織物
140	株式會社		六,〇〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物、毛
141	個	人	無記入	本絹織物
142	個	人	無記入	本絹織物
143	個	人	無記入	人絹織物
144	株式會社		一,〇〇〇,〇〇〇	綿、スフ織物、毛
145	個	人	無記入	本絹織物
146	個	人	無記入	人絹織物

147	個	人	無記入	人絹織物、本
148	合名會社		無記入	麻織物
149	個	人	無記入	綿、スフ織物
150	個	人	無記入	人絹織物
151	株式會社		一八,〇〇〇	綿、スフ織物
152	合名會社		三〇,〇〇〇	綿、スフ織物
153	株式會社		一九,五〇〇	綿、スフ織物、 人絹織物
154	株式會社		二六,〇〇〇	綿、スフ織物
155	合資會社		五〇,〇〇〇	綿、スフ織物
156	株式會社		二五〇,〇〇〇	本絹織物
157	株式會社		一九五〇〇	綿、スフ織物
158	個	人	無記入	本絹織物
159	株式會社		一,二五〇,〇〇〇	綿、スフ織物
160	株式會社		一,三〇〇,〇〇〇	麻織物
161	有限會社		五,〇〇〇	本絹織物
162	合名會社		一〇〇,〇〇〇	更生糸織物
163	合資會社		一五,〇〇〇	人絹織物
164	個	人	無記入	人絹織物、本
165	個	人	無記入	人絹織物
166	個	人	無記入	人絹織物、本
167	個	人	未詳	綿、スフ織物

四 企業合同の規模についての理論

以上に於て我々は企業合同ニ資本集中の必然的傾向に就いてそれが自由主義經濟機構のもとに於ける意義を先づ解明することから發足し、此段階に於ける企業合同は個別經濟を基礎とするとの故に必ずしも國民經濟の利害と合致せざる方向に發展すべきことを指示した。次いで現段階に於けるそれは國家全體を考慮の中心においての立場のもとに個別經濟を發展せしめんとする意圖のもとに實踐されるが故に從來の如き自由主義經濟機構のもとにおけるそれとは根本的に立脚點を異にすることの所以を明瞭にしたのである。而してその理念は根本的に相異なるものではあ

るがそのことは現象型態の總てをも否定するものでないことを併せて記述した。自由主義經濟を経て現段階に達したといふ經驗に於いては自由主義經濟を一應消化し而してそれを基礎として經濟を組立て、更に今度はそれを超えて、新たなる經濟を打樹てたことは、かかる經濟を全然經驗せずして、或はその他の經濟を經驗して現段階に達したのとは非常なる相異をその中に見出さるべきは勿論である。此の限りに於いて此の經驗は生かさねなければならぬこと、即ち曾つての創意とか技術とかは更に之を助長すべきであること、しかもそれは新たな理念のも於いて再生さるべきことを説いたのである。即ち左近司前商相の利潤概念を否定せずと云ふ立場も正にこゝから出て來るのである。この理念のもとに「自覺ある國民」たることに於いて此の仕事の完成が始めて可能なるべきを結論した。かくてそれは具體的には工業部に於いても曾つて經驗したる如くその集中化の必然なるべきことと、更にそれは高度化さるべきことを論じた。乍併その集中過程に於いて現時問題とされる中小工業の合同を以つて足れりとせず、此の綜合體を運営すべき中核體の必要を述べそれには從來の大規模經營が其の中核體となり、それに中小工業の資本參加、勞働參加の形式が妥當的であり、單に中小工業等の集合せる企業合同は量的の觀點からすれば一應かゝる階級が消滅したる如く觀られるも、質的に何等の發展なきことを指摘し、かゝる形式の

採用に對して若干の疑惑なきこと能はざる旨を指示したのであつた。

即ち整備せる獨立技術體系を有せざる中小工業等の集合は如何程それは量的に多くとも絶対に中小工業たる範疇から脱し得ざると同理でなければならぬのである。是は商業の場合にも當嵌まるところであつて、中小商業が百千集合するもそれは依然として中小商業たることに變化を來たさざることに留意せねばならない。更僚的な政策は右の理解の欠除から發足する。

右の如く一應、現段階に於ける集中化に理論的基礎を附與し、つづいて我々の調査を應用して纖維卸賣配給部面當業者の現段階に對する認識を打診し、更に轉業問題に關聯して此の部面から供出さるべき資本と勞働力の量と質との推論を試みた。

さて、右の諸論述を基礎として既に我々が言はんとするところは讀者諸君も之を推測され得たと考へるが一言蛇足を加へることもあながち無駄でないであらう。

先づ右の企業合同問題に於いて我々の課題となるべきはその新機構に於ける個々企業の大きさの理論的基礎づけである。而して此の基準的規模の理論づけにはその經營能率が先づみられなければならない。此のためには多くの技術的手段が利用されるであらうが、所謂經營能率の上からみてその經費率と、それから現段階に於いて最も緊急を要求せられる勞働力供出問題に關聯して

その勞働能率が此の場合、我々に利用されるであらう。これはまた適限經營問題の上に於いても重要な役割をなすつゝあることは周知の如くである。

まづ經營率の面から眺める。此の場合我々には他に適當なる資料なき故に大阪市商業調査に依らなければならなかつた。此の調査の中から纖維配給部門として「綿・絲・編物・組物類販賣」と「織物・被服類販賣」とを採つた。今此の二業種の卸賣業に就いて右の検討を試みる譯である。

資本金階級別	販賣高	經費總額	經營率
100圓未満	1,000	69	6.3%
500圓未満	6,600	113	1.7%
1,000圓未満	1,100	45	3.5%
2,000圓未満	38,275	4,188	10.9%
5,000圓未満	1,993,361	26,294	1.3%
10,000圓未満	1,336,833	72,337	5.4%
50,000圓未満	9,577,852	534,774	5.6%
100,000圓未満	16,822,303	833,622	4.9%
500,000圓未満	79,369,644	1,604,365	2.0%
500,000圓以上	1,581,984,300	3,138,103	2.0%

「五、〇〇〇圓未満」階級は例外として經營率は次第に遞減の一途を辿り「五、〇〇〇圓未満」階級が最低となれるも「五〇〇、〇〇〇圓以上」との差は極僅かであることからみて、増減の傾向は尙「五〇〇、〇〇〇圓以上」に於いても認められなければならない。特に此の階級を更に一百万圓、五百万圓階級等に分類すれば更にその各々に就いて恐らくは尙一層の低率經營率の所在を發見し得べき事が想像され、尠くとも新企業體の大きさは、それ故に「五〇〇、〇〇〇圓以上」のうちの或點に於いて決定されねばならぬであらう。

資本金階級別	販賣高	經費總額	經營率
100圓未満	110	63	15.0%
500圓未満	1,180	2,502	10.3%
1,000圓未満	1,396	9,736	6.9%
2,000圓未満	5,718	39,802	6.8%
5,000圓未満	1,053,133	393,256	3.7%
10,000圓未満	1,337,357	887,607	6.6%
50,000圓未満	11,737,497	5,674,003	4.8%
100,000圓未満	7,578,508	3,568,777	4.7%
500,000圓未満	33,584,062	8,733,630	3.9%
500,000圓以上	58,029,555	15,066,562	2.6%

企業合同問題の歸趨

即ち明瞭なる如く最上階層に於いて最も低い經營率を示した。更にこの階層を上を押進めべき資料があれば此の遞減の傾向は尙續け得るものと豫想される。右に現はれた限りに於いても最も効率高き階級は「五〇〇、〇〇〇圓以上」の資本金を擁する部面であつてそれ以下の階級は國民經濟上から云へば明瞭に歓迎すべからざる企業單位であつて、此の點からのみ判断すれば凡ての階級が最上級にまで編成替されることは望ましい事であるといはねばならない。

さて、我々は現段階に於いては更に別な意味からも之を検討を要求されてゐる。云ふまでもなくそれは我國に於ける人口問題の變革てふ點から起因する。曾つて我國はその人口の過剰になやみ農村は人口育成過程として多くの人口を貯藏し、中小産業は人口の貯水池として之亦多數の人口を養ひ來たつたと云ふことは常識であつた。ところが今次事變の發展、東亞共榮圏の完全成立のためには現在人口を以つては到底之を賄ひ得ず、さりとて急速なる増加をみることは不可能であることから、かゝる人口の貯藏層から之が供出を計畫せられたことは容易に了解できらう。此の間の事情に就いては竹内元企書院總裁談によるものが簡明である。

「一般方針としては、東亞新秩序建設といふ重大使命達成のために、各種産業に要する勞務の重要性は愈々増大するに拘らず、現下勞務の實情は其の數において需給逼迫してゐるのみでなく、その質においても低下の傾

向にあるので、昭和十五年度勞務動員計畫においては極力勞務の配置の適正化に努め、必要産業に對する勞務を充足すると共に、能率増進に關し各種の方策を講じ、以て軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興および國民必需品の確保等、総合的國力の充實發揮に遺憾なきを期した。

そこで一般勞務者の需給計畫であるが、本年は内地のみならず、特に外地においても需給計畫を設定した。これを内地についてみれば、農業以外としては軍需産業、生産力擴充計畫産業及び其の附帶産業、輸出及び必需品産業、運輸通信業並びに土木建築業に於ける需要増加數と減耗補充に要する員數に、滿洲に送出する開拓民の員數等を加へ、男女計約〇〇〇萬人と概定したのであつて、昨年度に比し多少の増加をみた。右の新規需要數に對しては、新規小學校及び中學校卒業生、未就業者、女子無業者並びに物資動員の強化、奢侈品の製造禁止等により増加を豫想せらるる離職者から極力これを充足することに努め、殘餘の不足分は從業者を節減し得る業務に青少年を雇入れることを制限することにより出て來る員數、農村から出し得る勞務者、朝鮮から來る勞働力を以てこれを充足する方針をとつたのである。乍併、勞務の需給は益々其の逼迫の度を加へつつあるので、物資動員其の他の總動員計畫と同様に本計畫においても、勞務者の充足に當り一層重點主義を強調した……以下略……」

又、第四回人口問題全國協議會は政府諮問に對して答申して曰く。

紀元二千六百年記念第四回人口問題全國協議會に下附

せられたる政府諮問に對する答申

東亞新秩序建設の聖業を完遂するには、人口の増強を必要とすること等を俟たず。然るに皇國現下の人口状態に鑑みるに必ずしも樂觀を許さざるものあり。國土計畫を策定實施するに當り、自由主義時代に於ける自然發生的なる人口の構成及分布に因る人口の質的低下及量的減退の傾向を一掃し、更に其の積極的増強を實現すべき人口政策上適正なる人口の再分配を遂げんとすることは國土計畫の根本的目標の一たらざるべからず。仍て人口政策上、現下具現を要するの急務なりと思考せらるる主要項目を擧ぐれば左の如し。尙、之が實現の爲には必要に應じ國家權力の強力なる發動を考慮すべし。

一 人口の職能別配置に關する事項

- (一) 國防國家建設の將來を察するに少くとも近き將來に於ける軍需工業部門、生産力擴充部門、輸出産業部門及之等の附帶産業部門に於ける人口の所要量は多大なるものと推測せざるべからざるを以て
- (イ) 人口、土地及資源との關係を検討し内地に於ける産業の能率増進を圖り、又工業の配置に關しては、内地に於ける重工業は一定限度に止め、逐次精密工業へ移行する方針を採り、爾餘の大部のものは立地條件を考慮し、努めて之を大陸—朝鮮を含む—に移駐し大陸開發に資し、
- (ロ) 不急工業部門所屬の人口は極力之を上記産業部門に轉換を促し、
- (ハ) 爾餘の産業部門に屬する人口を以て其の不足を充當するの方途を講ずること、

(二) 農業人口は、爾餘の産業部門中工業所要の勞働力として之に最も多くの人口を供出し得べしと雖も、國防並に人口政策上の要求より、内地に於て一定限度の農業人口を確保すること、

又、農業經營の刷新を圖り、内地産業に右所要の人口を充當するのみならず更に之を大陸に於ける農業開拓に推進し、以て内地食糧に對する補給源泉たらしむるとともに大陸經營の基礎を鞏固ならしむること。

(三) 商業人口は一般に過剩なるを以て配給組織の合理化により其の減少を圖り、再教育施設を通じ、極力勞力所要産業部門に轉換せしむること。

(四) 婦人の産業配置には出産力の低下の招來する惧あるを以て、婦人勞働の過大となることは或程度に防止し、又其の勞働強化を可及的に制限し、且適期婚の促進につき考慮すること。

(五) 婦人に對し地元厚生事業に従事し得るやう適當なる教育を施し、之を公益的に配置すること。

——以下略——

かくの如く人口の供出を要求せられた商業部門は此の意味からも其の再編成は必至である。かくてその旋回過程に於いて之をして最も所期の目的に達せしめ、又一方に於いて可及的最小限度に配給機能を完遂し得るためにはその勞働力を極度に發揮させることが要求され、かゝる意味に於いて是に即應する組織規模が計畫せられるに到つたのである。即ち最小勞働力に於いて最大なる配給能力を發揮し得るが如き組織の構成が要求せられてゐるのである。

こゝに於いて我々は此の検討を次になさねばならぬ。

「綿・絲・編物・組物類販賣」

資本金額	販賣高	従業員数	従業員一人當り販賣高
100圓未満	1,080	2	540
500圓未満	6,600	5	1,320
1,000圓未満	11,100	1	11,100
2,000圓未満	38,297	14	2,735
5,000圓未満	1,993,363	49	40,680
10,000圓未満	1,336,833	85	15,610
50,000圓未満	9,507,845	403	23,593
100,000圓未満	16,812,303	376	44,715
500,000圓未満	79,389,664	606	131,006
1,000,000圓以上	1,581,984,300	3,018	523,453

「織物・被服類販賣」

資本金額	販賣高	従業員数	従業員一人當り販賣高
100圓未満	810	2	405
500圓未満	33,180	15	2,212
1,000圓未満	139,664	2	69,832
5,000圓未満	571,895	155	3,690
10,000圓未満	10,530,133	761	13,838
50,000圓未満	13,914,557	1,151	12,082
100,000圓未満	27,297,477	4,995	5,463
500,000圓未満	74,518,556	2,280	32,710
1,000,000圓以上	333,584,062	4,815	69,317
	5,012,955	5,129	1,192

一萬圓の取引一口に要する勞力は千圓の取引十口に對しての十倍の勞働力並に資材が必要でないのと同様に取引單位と勞働力とは正確に比例して増減しない。取引高の幾何級數的發展に對して勞働力の増加は算術級數にも及ばぬ程度の量に於いてしか所要されないのである。此の調査の範圍内に於いては「五〇〇、〇〇〇圓以上階級」、即ち最上階級が最も適合した經營單位たることを表明した。更に高度化された階級に於いては此の傾向の顯著なることが想像され得るがその證據を欠くが故にこゝに止めねばならないことは理解するべきであらう。

尙、右の標準的規模の決定に就いては注意すべき點が尠くない。

(一) 取引單位が大量なり得べき況位にある配給機關なること。即ち取引單位を大量ならしむべ

き配給機構全般の編成が前提条件となる。一體配給機關は最後の段階に近づけば近づくと小規模且つ分散的となるが故に小賣の段階に於いては或程度大規模化は阻止せられるであらう。(しかしそれも連鎖店組織化によつて大規模化される傾向がある)ところが生産機構に密着する卸賣の段階にあつては上位機構たる生産機構が大規模化することによつてそれだけの原因に於いてもその規模の擴大は要求され得るのであつて、その上に小賣機構が組織化せられ單一なる組合或は會社に纏まることによつて益々大規模化する條件が具備される。それ故に此の相接する兩面の組織化如何によつて更に規模が擴大され得ること、換言すれば資本の集中が可能となり且それは促進される。

(二) 企業合同は量的に考へられるとともに質的にも充分なる考慮が拂はるべきであらう。それがために勢ひ比較的大規模企業を中心とし、それを指導者とする群小資本の統合が考慮され得るのである。合同後に於ける運営に於いて、とかく欠くることのあるは適當なる指導者の欠除せることに起因する場合が多い。

(三) なるべく同業種間に於いてなされるべきことが理想である。乍併、それも上位機構の構造によつて左右され得る餘地のあることはいふ迄もない。或は更に高度の結合を要求される場合は單に資本と勞働力とのみに重點を置いた合同の行はれることもあり得る。そして現段階においては

むしろ後者の立場に據らんとする傾向が濃厚となりつゝあるやうに觀察される。それ故に彼等の立場は我國經濟再編成の上に於ける國民經濟的地位といふ意味に於いての理解から、此の立場から之に對する對處策が生まれんとすることは理論的にも正當に裏付け得るであらう。

(註) これに就いては例へばドイツに於ける小賣業免許制の資格問題等が將來の我國に於いても考慮せられなければならぬ。即ち我々が無條件的許可制に對して反對の態度を把持せることは、かかる問題は一應純經濟理論的に考慮されてそれに對しては社會政策的な見解が差はさまれぬことを強調せんがために外ならない。参考のためにドイツの例について之をみやう。

即ち専門知識は次の如くである(1)計算(2)簿記及び一般商業知識、(3)最重要法律問題、(4)商品學、(5)販賣學、等が試験科目の中に含まれてゐる。この試験施行のために商工會議所には試験所が置かれ、該業代表者一人を委員長とし、獨立營業者古參被僱者中より各一人を選出し、陪席委員とした試験委員會が設置される尤も、特定商業教育をうけ、一定の從業經歷を證明し得る者は無試験の特典が與へられてゐる。次に人格的信頼は秩序的經營を確保すべき人格とされてゐる。經濟相はこの人格吟味中に財力を考慮中に容れてもよいと云つてゐる。上述の専門知識試験項目について若干の補完的説明を加へやう。

(1) 計算 受験者がその處理し得る資本を如何に企業に投ぜんとするか、その營業場所の家賃は何程か、俸給、賃銀、點燈費廣告費等の間接費如何、賣上豫算如何、又右營業費を補ふには幾何の賣上を要するか等に關して試問する。尙この上に商業上の値開き、總利益と純利益との關係に關する問題をも附加する。計算能力の試験、官的價格監視規定についての試験が行はれる。

(2) 簿記及び一般商業知識 簿記試験は、まづ受験者が備へてゐる帳簿について、これを吟味するその營業によつて簿記の知識が充分必要である場合には、それに必要な帳簿組織に亘つて試験が行はれる。しかし、商品仕入、現金仕入の取扱ひ、棚卸しを基礎とする年末決算の本質と意義はすべての場合において試験がされる。又帳簿組織において官から特に命ぜられ

た帳簿についての知識についての試問、簡単な支拂形式、業務取引上の通信文、諸證書に関する知識、職業團體に対する能力彼に關係ある職業新聞をも受験のために讀む必要がある。

(3) 最重要法律問題 私法的關係においては、賣買契約、各商人に重要な細目、缺陷詐稱、延滞契約信義の原理、問屋業務と留置權、督促手續の條件に関する知識、受験者が手形を用ひる場合には、手形法に関する知識。營業令第十五條の如き簡單なる營業法的規定、食料品商人に於ては食料品法の如き、その他必要な租稅知識(所得稅、賣上稅、營業稅等)關稅法、釐金令、割引法、勞働時間法、社會保險規定、職業組合所屬等がそれらに必要に應じて試験される。

(4) 商品學 受験者は豫め持参して來た見本について、自己の取扱ふべき商品の種類、産地、取扱保管、包裝等に關する説明が要求される。

(5) 販賣學 消費者にその入用に合すべき商品を提供し、且つ之にその最善なる使用方法、取扱ひ方法を解説し得るやうな知識を試験される。場合としては販賣實地的對話まで試みられる。

以上の試験は受験者各自の事情の判斷を基礎として實施されて一般論的に、又平均的に行はれぬことが特徴である。

さて以上の試験の結果は、試験終了後、試験委員會は受験者の眼前に於て決定する。もし委員長が裁決に到らないときは同會頭が之を決定する。もし不合格になつた場合に於ては受験者の成績が或一定の點數を得た場合に限つて或一定期間の後再試験をうけることが出来る旨を明言する。

今一九三八年年度の鑑定の結果をみるに、

申請數	六、六五一	其他	四一四
内 譯		推 薦 數	四、五六〇
新 設	二、一五二	承 繼	四〇九
承 繼	四、〇八五	申請の取消數	三、〇六二

其 他 三一〇
拒 絶 數 一、五八一

その理由内譯

八七〇

人格的不信頼 一八〇
異狀の過剩 四五五
必要性の缺除 七六
申請の取消數 五一〇

かくて右の範圍内に於いて最上級の能率を以つて全配給をなさんとせんか然らば其の所要するところの人員は「綿・絲・編物・組物類販賣」の總従業員四、五六〇人が三、二三人に減少、即ち一、三二四人の勞働力が供出さるべく、又「織物・被服類販賣」にあつては總従業員一九、四八五人中一一、三五四人が排出せられて八、一三一人が残存するてう計算となる。即ち前者にあつては約二割九歩、後者にあつては約五割九分が轉業を餘儀なくされることとなる。此の數字は兩商品の今後の段階に於ける性格を度外視し單に上記の勞働力を基礎とせる數字にすぎぬが、とにかく供出し得べき勞働力の一つの計算と云ひ得るであらうことは、ほゞ問題のないところである。尙右の規模標準を更に高める場合、例へば資本金百萬圓とすれば更に多くの勞働力が排除さるべきことは容易に想像し得られる。

而してかゝる轉業人口の吸收部面並にその指導方針に就いては政府案は次の如くである。勿論此の案は昨年度のものであるから現在尙かくの如き態度であるかどうかは適確に云ひ得ないが大

體此の範圍をあまり出てゐないことは想像され得る。

職業轉換對策要綱 (案)

- 一 本要綱ハ外交轉換ニ伴フ應急的勞務對策タルト共ニ産業經濟界ノ再編成ニ伴フ必然的職業轉換ニ即應シ勞務活用ノ恒久的再編成ヲ目途トシ時局ノ進展ニ對應スル處理方策トス
- 二 今次外交轉換竝ニ奢侈品等製造販賣制限規則其ノ他經濟統制強化ニ依ル要職業轉換者ノ概數ハ附表第一—省略—ノ如ク豫定スルモノトス
- 三 前項ノ要職業轉換者ノ轉換ヲ勸奨スベキ方面ク概ネ次ノ如シ其ノ概數ハ附表第二—省略—ノ如ク豫定スルモノトス
 - 1 軍需産業
 - 2 生産力擴充及附帶産業
 - 3 滿洲開拓民 (中小工業移民ニ付テモ考慮スルコト)
 - 4 農業生産力擴充 (國又ハ公共團體營開墾及歸農)
 - 5 國防上必要ナル土木事業
- 四 職業轉換勸奨ニ當リテハ前項各號ノ順位ニ依ルモノトス
- 五 職業轉換ノ指導及勸奨

本要綱ニ基ク職業轉換ニ關スル措置ハ關係各廳ノ緊密ナル連絡ノ下ニ積極的ニ之ヲ行フモノトス之ガ爲執ルベキ方策概ネ左ノ如シ

- 1 關係各廳ニ於テハ各種ノ觀點ヨリ要轉換者ノ種類及數ヲ概定スルコト
之ガ爲各廳ハ夫々産業又ハ勞務ノ統制團體ト連絡シ其ノ協力ヲ求ムルコト
- 2 厚生省ハ企畫院トノ連絡ノ下ニ前記ノ種類及數ニ基キ轉職實施計畫ヲ樹立スルコト
- 3 企畫院及關係廳共同主催ニ依リ中央地方ニ協議會、懇談會ヲ開催スルコト
- 4 職業轉換ノ圓滑ナル實施ヲ圖ル爲左ノ如ク指導相談施設ノ整備擴充ヲ行フコト
 - イ 道府縣轉業相談所ハ本要綱ニ依ル職業轉換ノ宣傳、勸奨及同業組合等ノ相談、指導ヲ擔當スルコトトナシ之ガ爲職業相談ニ關スル地方的綜合機關タラシムルヲ目途トシ必要ナル刷新改善ヲ爲スコト
 - 特ニ職業紹介所トノ緊密ナル連絡ヲ圖ルコト
 - ロ 職業紹介所ハ本要綱ニ依ル個人ノ轉職ノ指導及相談業務ヲ擔當スルコトトシ之ガ爲必要ナル人的及物的施設ノ整備ヲ爲スコト

六 職業轉換ノ訓練方策

- 1 政府ハ勞働訓練所ヲ必要ナル地方ニ設置スルコト
勞働訓練所ハ職業轉換希望者ヲ收容シ新勞働觀念ノ徹底ト勞働ニ堪エ得ル精神的肉體的ノ基本訓練ヲ行フ

モノトス

労働訓練所ニ收容期間中ハ一定ノ給與ヲ爲スモノトス

2 軍需産業及生産力擴充産業ヘノ轉換ニ對シテハ職業輔導所ノ増設及擴張ヲ圖リ施設ヲ整備スルコト

職業輔導所ニ於テハ必須ナル技術的知識技能ヲ授クルト共ニ精神的肉體的ノ修養ヲ徹底セシムルモノトス

3 滿洲開拓民ニ對シテハ農民道場ヲ擴充整備シ又ハ開拓民訓練道場ヲ新設シ農業ニ必須ナル知識及體驗ヲ

修得セシメ農民意識ヲ徹底セシムルノ外滿洲開拓ニ付テ啓蒙認識セシムルモノトス

4 農業生産力擴充ヘノ轉換ニ對シテハ農民道場等其ノ他之ニ類スル訓練施設ニ收容シ農業人トシテ必要ナ

ル體驗ヲ修得セシメ健全ナル農村建設ニ協力シ得ル如ク訓練ヲ行フモノトス

特ニ開墾地ニ入植スル者ニ對シテハ之等ニ適應スル特別ノ訓練ヲ行フモノトス

5 前各號ヘノ職業轉換困難ナル者ニ對シテハ適當ナル授産施設ニ收容スルモノトス

右に於いて合同後新生すべき企業規模と、それを組立てるべき構成員の内容の検討と並にかゝる規模決定上に於ける若干の問題に就いて之を略述したのであつた。

さて、然らば現實には纖維部面の統合が如何に進展しつゝあるのであらうか。此の問題の最近の發展傾向に就いては既に別の機會に論述したるが故に (衣料配給部門再編成の課題 社會政策時報

昭和十六年九月號參照及十月號參照) 茲にその重複を避けるが最近の傾向としては更にその發展に進度が加はり、我々の理想として理論的に支持する配給機構が企圖され、實踐にうつされんとしつゝある。しかもそれは日本の國際關係或は日本の經濟力等を計算に入れたる物資並に労働動員計畫に基くが故に之に對しては我々は毫も容喙すべき筋ではなく、只、許されたる範圍に於いてそれに協力する方法だけは我々に與へられたる義務であるが故に、その範圍内に於いて最善の努力を傾注すべきであらう。即ち可及的多量の資本と労働力とを商業部面より供出すべく組織づけることにある。しかしながらそれによつて他の産業資本を配給部面に擴出させたり、或は一部に於いてとかく非難をうけたる如き家庭労働力提供の強要から、それが影響する婦人労働力を他産業より引上げしむるが如き結果に陥入つてはならない。且又無益なる摩擦を生ぜしめたり、單なる机上の空論に終る如き理論であるべきではなく真に一致協力し得べきものでなければならぬであらう。

五 結論的把握

以上に於いて企業合同の理論的根據と結合の結果形成さるべき企業規模の豫測と並びにかゝる企業結成上に要すべき若干の考慮に就いて述べた。

さてかくて最後に残る問題は右の如くに行つた企業合同によつて供出さるべき資本と勞働力に關聯する部分と、合同によつて生じた既存設備、並に多年それによつて生活を續けた老舗の問題等がある。此のうちに於いて先づ問題として取上げらるべきは勞務動員に就いてであらう。特に肉體的條件が此の場合前面に押出される。此の點に就いては材料は少しく古きに屬するが（大正十三年）植村氏は體格を各職業別に調査した報告をよせてゐる。即ち農業、漁業、屋外勞働者などは優秀の體格を有し、官公吏會社員、學生、無職等の職業群は一般に悪い。また植村氏は徵兵検査の成績と小學校卒業時との間との増育量を計出してゐるところに従へば、農業、漁業、屋外勞働者、商業の順位に於いて優秀であるが、官公吏會社員、職工群に於いて増育は劣る。生計程度別の觀察によれば小學校卒業當時には體格の發育は上、中、下の順序であつたが、壯丁時には

中流者最も優良を示した（八木氏に依る）英氏が同じ徵兵検査の成績についての觀察を「日本人の體格及體育」中に述べてゐるところによると、壯丁の體格には其の従事した職業の影響が可なり著しく現はれてゐる。即ち農業者の身長、體重の發達は最も優良であるが、山間に住居するものは短身である。製造工業勞働者は左右均衡を欠き（特に鍛冶工、打線工）且つ多くは有柱前屈を來してゐる。大工場の勞働者の多くのものが體質は良好でなかつた。これ過勞と常習的偏頗運動に加ふるに衛生施設の不備も與るものである。商店徒中特に生業者には短尺、瘦形のもの多く、これは大都市に於て著しいといふのである。尙植村氏材料により八木氏の製作せる左表を参照されたい。

職業別壯丁體格比較（大正十三年）

調査人員	身長 cm	胸圍 cm	體重 kg	裸體重 g	比胸圍	甲種 %	丙種 %
農 業	一七三	一六八	五三・五	三五	五〇・九	三七・六	二九・七
商 業(店員)	一八五・六	一六〇	五三・七六	三七	五〇・九	二六・三	三三・九
漁 業	三九	一五八・八	五四・四九四	三四	五三・一	三四・五	三〇・五
官公吏會社員	五三	一六二・二	五〇・四九七	三九	五〇・一	一九・五	三〇・〇
職 工 (家内工業ヲ含ム)	一五〇	一五八・八	五二・七三	三〇	五一・一	二六・四	三三・三

屋外労働者	三九三	一五九・六	八三・三	五・八九七	三二	五・一	二九・三
操車業	七九	一六三・九	八三・五	五四・〇二	三三	五・三	二六・五
學生	七三	一六三・五	八〇・九	五四・五二	三四二	四九・八	三三・二
無職	一五	一六三・六	八〇・一	五一・六六	三九	四九・三	三三・七
其他	七	一六〇・六	八二・五	五一・一五	三八	五〇・七	三三・九
合計又ハ平均	六七〇〇	一六〇・八	八二・二	五一・五三	三六	五二・七	三三・五

右表によれば商業の甲種合格率は農業、漁業、屋外労働者、操車業に劣るが、官公吏會社員、職工（家内工業を含む）。學生、無職、其他よりも優位にあり一方丙種は農業、屋外労働者、操車業に次いで少なく、大體に於いて中位の肉體の所有者と云ひ得るであらう。

此の肉體的中位性に比較して知能水準はかなり高位にあることが指摘され得たのである。即ち相原氏測定にかゝる男子二十五才以上七九九名の職業判知能水準をみれば次表の如くであつた。

調査人員 知能水準平均 中央五〇%の周圍

教員	七〇	六四・二〇	四九・五	八〇・三
吏員	四八	五一・二三	三三・〇〇	六六・三
會社員	二六	四三・七一	二七・五〇	五六・三
商業	二二	四二・二六	二二・〇二	五九・四一
鐵工	三〇	四三・五〇	三三・五〇	五三・六三

建築業	六	三三・六九	一六・六	四三・八八
工場労働者	二六	三〇・七	一三・五〇	四〇・八四
紡織工	四	三三・〇二	七・五	三〇・九
農業	二八	三三・六〇	一六・四二	四七・六三
郵便集配人	一〇三	三三・七	一七・〇八	四〇・七
船乗	三	三三・四〇	一三・七四	三九・六九

即ちこれによれば全體として各種の職業群の知能水準の中央五〇%の範圍は相當相接近してゐる。即ち教員、官吏、會社員、商業者、機械工の一群は互に相接近して稍々高位にあり、建築業、工場労働者、紡績工、農民、集配人、船乗は一群をなして相接近し前者よりも稍々低位にあるをみる。

これに依つて商業従業員を概括的にみればその體位は中位に——尙、都會に育ちたる大阪府下全店員の壯丁丙丁種率は他の職業に比較して一番尠ない率を示した——其の知能程度は上位の部に屬することを知る。

尙別の調査によつてみれば、即ち工場に採用された時の労働者の體質と、その仕事に従事してから二年後の體質の變化を示す調査である。こゝでは労働者の體質を（一）闘士型及筋肉型（二）混

合型(三)狭長及無力型(四)肥満型(五)發育不完全な小兒型の五つに分類してみる。第一に注意を引くことは最も筋力的な體質型としての闘士及筋肉型が採用時に於て、既に自然的な撰擇の結果として筋的労働者たる石工に最も多く、壓延工、鑄物工、精密機械工これに次いでゐるが、製菓洋服仕立職、製本工などは筋力を要せぬため此の體質型は採用されてゐても僅少に過ぎない。またこれと反對に發育不完全な小兒型は筋肉薄弱なる體質形に屬してゐるが、製菓工、精密機械工(尤も此の職業には筋力強大なるものと同率に採用されてゐる)。洋服仕立職、製本工に多いが筋力作業たる石工には全然採用されて居らず、壓延工、鑄物工に極少數の採用者をみてゐる。次に狭長及無力型は所謂、都會型の長育に於て優れ幅厚育に於て劣つてゐるもので筋力の強大なものではない。此の體質型は輕労働者たる製本工、仕立職、製本工、精密機械工に相當多數であるが筋的労働者たる石工、壓延、鑄物等の労働者に比較的少くしか採用されてゐない。

以上は就業時採用時に自然撰擇の行はれた結果であるが、撰擇作用は就業後も労働そのものによつて積極的になし遂げられて行く事實を觀得ること頗る興味がある。即ち重筋労働たると輕筋的労働たるとを問はず、あらゆる作業に於て闘士及筋肉型が就業後二ケ年にして増加し、反對に發育不完全小兒型が各職業群に於て減少してゐることである。此の事實は極めて有効に強壯なる

體質型の建造に作用してゐることを實證するものであると同時に、人々の持つ適應能力の發揚の結果、作業者としての更に有能なる資質に全體として向つたことを物語るものである。

勿論此の適應性にも其の年齢の高低如何によつて若干の相違があるべく、いふまでもなく青年層或は低い壯年層に於いてそれが特に顯著であることは想像され得る。

右の結果として商業従業者の適性は知能或は筋的條件からみて、吏員、會社員即ち事務員系統が最適であり、もし筋的労働とすれば精密機械工によく、純然たる筋的に重點をおく重労働には一般的に不適當である如く豫測せられる。しかもそれは高年齢者は適格性甚だ少なく低年齢者において其の適性を認め得るのである。

次に資本動員に就いての問題に若干ふれておこう。

此の場合、所謂貨幣資本に還元し易き性格の資本に就いての問題の解決は困難の伴ふこと尠きも、然らざる形態にある部分に就いてはその問題の解決は甚だ容易でない。既に述べたる如く商業者はその尠なからざる資本を固定せしめてゐる。特にその店舗設備に投ぜられたる部分は相當大であつた。しかし轉廢業に當つてはかゝる設備の殆んど全部は其の價値を喪失するに到る。什器設備はこれを處分することは容易であるが店舗そのものが問題である。尙、それにもまして彼

等にとつて重要なるは老舗の問題である。しかも是は無形財産であつて其の評價が最も困難である。此の評價問題に就いては本會は既に前號にあつて其の試案を示すところがあつたが、その算定方針は略妥當的であるとみられねばならない。然らば右を如何に處置するか。

明治維新の廢藩置縣に伴ひ多くの武士階級は從來の生活手段を絶たれた。當時政府の發表した士族の數戸數は四十三萬三千八百十二戸、其人員百八十三萬八千四百八十六人であつた。これが更生對策の方法の一として武士の商法が始まつた。然し商法の資金は自己の財産から掘出したものであるが小祿者は其の餘裕がなかつたので明治六年に至つて壹百石未滿の者に限り家祿奉還者に對して一時金を下賜し更に左の救濟施設を講じた。

- 1 將來の生活手段を習得せしむるための傳習所又は授産場を設置。
- 2 授産資金の貸與、就業資金の下賜。
- 3 各種事業の事務員又は職工としての雇傭。
- 4 開墾及移民の獎勵。
- 5 國立銀行の設立の獎勵。(註)

更に明治九年八月太政官布告第百八號を以つて金祿公債を發行し、從來の家祿を一定比率に代

へて證書として其の賣買を許した。その時士族約四十餘萬戸に對し、一億七千三十六萬千九百一圓を支給した。一人當り四百二十五圓九十錢。更に明治十五年一月には、舊藩士族救濟のために八ヶ年に亘り毎年八十萬圓づつ交附した。

勿論、此の武士解體と現段階の商業者の再編成とは質的に異なるものであるが、此の武士階級再編成に用ひられた政策の一部は之を以つて参考とすべき價値あるが如くにみられる。即ち、右の五項目に纏められた救濟施設は殆んど之を採り得べく、其他、例へば豊田前商相の云はれた如く「……實情に即した合理的整理統合を伴ふ。但其場合、何より親切な態度を以つて取扱ふことが第一……」であらねばならない。かくて超過利潤を伴ふ營業權は當然何等かの形式に於いて認めらるべく、新會社(例へば)への株式參加等も是認されねばならない。

尙、營業權の問題に就いて些か私見を有するも、限られたる頁數も遙かに超過せるが故に此の問題に就いては筆を改めて述べる心算である。

(註) 國立銀行は明治九年の條例改正によつて資本金額の八割に相當する公債を政府に納付し、之と同額の銀行券をうけて發行することに改められたのであつて、結局の資本の大部分には公債が充用せられ得ることになった。事實この改正の一つの目的は廢藩士族の資本家化にあつたのである。従つて國立銀行の設立には金祿公債が殊に多く用ひられた。左の表によつて之を窺ふ。

企業合同問題の歸趨

全國々立銀行株主(明治十三年調)

族 稱	株 金 額 円	百 分 比 %
士 族	一八、五七一、七五〇	四四・一〇二
華 族	一三、四一七、五五〇	三一・八六二
農 族	一、四五一、九五〇	三・四四八
工 業	五〇、一七五	〇・一一九
商 業	六、二五二、七二五	一四・八四八
雜 種	二、三六六、九五〇	五・六二一
總 計	四二、一一一、一〇〇	一〇〇・〇〇〇

以上、思はぬ長論となつたが之を要するに商業者も亦政府當路者も企業合同問題に就いて隔意なき意見を吐露しあひ真に現段階に於ける重大なる國家的立場を認識し自我を制して對處する心構へがまづ整へられ、然る上に於いて協力一致實踐に邁進する以外に方法があり得ない。圓滑解決如何は一にかゝつて時局認識如何によるものと云はねばならない。

(昭和十六年十月二十一日)

製本控

912 冊

401 號

年

月

日

企業合同問題の歸趨

備考

印

會 堂



全國々立銀行株主(明治十三年開)

種族	株金額	百分比
華族	一八、五七一、七五〇	四四・一〇二
士族	一三、四一七、五五〇	三一・八六二
平民	一、四五一、九五〇	三・四四八
農	五〇、一七五	〇・一一九
工	六、二五二、七二五	一四・八四八
商	二、三六六、九五〇	五・六二一
雜種	四二、一一一、一〇〇	一〇〇・〇〇〇
總計		

以上、思はぬ長論となつたが之を要するに商業者も亦政府當路者も企業合同問題に就いて隔意なき意見を吐露しあひ真に現段階に於ける重大なる國家的立場を認識し自我を制して對處する心構へがまづ整へられ、然る上に於いて協力一致實踐に邁進する以外に方法があり得ない。圓滑解決如何は一にかゝつて時局認識如何によるものと云はねばならない。

(昭和十六年十月二十一日)



昭和十六年十一月二十日印刷納本
昭和十六年十一月二十五日發行

非賣品

昭和十六年十一月二十日印刷納本
昭和十六年十一月二十五日發行

大阪市東區豊後町二八番地
發行兼編輯印刷人 織田熊一

大阪市南區鍛谷仲之町三九
印刷所 青貴堂

大阪市東區内本町橋詰町三一 織物ビル
發行所 社團 大阪經濟研究會 法人

671
0.73



